

第2期南アルプス市  
子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

# — 目 次 —

<b>第 1 章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
<b>1 計画策定の趣旨</b>	<b>1</b>
<b>2 計画の位置づけ</b>	<b>2</b>
<b>3 計画の期間</b>	<b>3</b>
<b>4 国・県の動向</b>	<b>4</b>
(1) 国の動向	4
(2) 県の動向	5
<b>第 2 章 子ども・子育てを取り巻く状況</b> .....	<b>6</b>
<b>1 本市の子ども・子育てを取り巻く状況</b>	<b>6</b>
(1) 人口のこれまでの推移と将来推計	6
(2) 出生数・合計特殊出生率の推移	8
(3) 世帯数等の推移	9
(4) 婚姻率・離婚率の推移	10
(5) 女性労働力率の推移	10
(6) 子育て支援事業の利用実績	12
<b>2 子育て支援に関するニーズの把握</b>	<b>13</b>
(1) アンケート調査の実施	13
(2) 子育て支援に関する主要なニーズの整理	19
<b>第 3 章 計画の基本理念と基本構成</b> .....	<b>21</b>
<b>1 計画の前提となる理念</b>	<b>21</b>
<b>2 本計画の基本理念と施策展開の観点</b>	<b>21</b>
(1) 基本理念	21
(2) 計画の方向性	21
<b>3 具体的な実施項目</b>	<b>23</b>
<b>4 本計画における成果指標</b>	<b>25</b>
(1) 成果指標の設定	25
(2) 南アルプス市総合計画における子ども・子育てに関する政策の方向性	25

<b>第4章 子ども・子育て支援新制度の取組</b> .....	<b>27</b>
<b>1 子ども・子育て支援新制度の概要</b>	<b>27</b>
(1) 制度の概要	27
(2) 新制度における市町村の役割	27
(3) 新制度の事業体系	28
(4) 保育の必要性の認定について	31
<b>2 教育・保育提供区域の設定</b>	<b>32</b>
<b>3 教育・保育の量の見込みの算出方法</b>	<b>32</b>
<b>4 本市の子どもの数の見込み</b>	<b>33</b>
<b>5 教育・保育の量の見込みと確保方策</b>	<b>34</b>
(1) 1号認定	34
(2) 2号認定	35
(3) 3号認定	36
(4) 確保方策	37
<b>6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</b>	<b>38</b>
(1) 延長保育事業	38
(2) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象）	38
(3) 一時預かり事業（在宅で保育している児童を対象）	38
(4) 病児病後児保育事業	39
(5) ファミリー・サポート・センター事業	40
(6) 地域子育て支援拠点事業	41
(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	42
(8) ホームスタート事業	43
(9) 確保方策	44
<b>第5章 南アルプス市の子育て支援事業</b> .....	<b>45</b>
<b>1 子育ての不安や悩みを解消するための取組</b>	<b>45</b>
(1) 利用者支援事業	45
(2) 母子健康相談事業	45
(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	46
(4) 家庭児童相談室運営事業	46
(5) ホームスタート事業(再掲)	46
(6) 子育て応援講座事業（ノーバディズ・パーフェクト・プログラム）	47
(7) 乳幼児発達支援事業	47
(8) 地域子育て支援拠点事業(再掲)	48
(9) 養育支援訪問相談事業	48

(10)	教育支援センター運営管理事業	48
(11)	産後ケア事業（平成 28 年度新規）	48
<b>2</b>	<b>子どもの健全な成長を支援する取組</b>	<b>49</b>
(1)	母子健康手帳交付事業	49
(2)	乳幼児健診事業	49
(3)	母子健康教育事業	50
(4)	妊産婦・乳幼児健康診査助成事業	50
(5)	予防接種事業	51
(6)	ジュニアリーダー養成事業	52
(7)	放課後子ども教室推進事業	52
(8)	キッズタウン南アルプス支援事業	52
(9)	子どもの読書活動推進事業	53
(10)	子ども医療費助成事業（平成 28 年度から拡充）	53
(11)	小児救急医療推進委員会(小児救急医療)参画事業	53
(12)	保育所給食食材放射線検査事業	54
(13)	未熟児養育医療給付事業	54
(14)	青少年育成コーディネーター設置事業	54
(15)	ブックスタート事業	55
(16)	南アルプス自然体験推進事業	55
(17)	小中学校における小笠原流礼法推進事業	55
(18)	食生活改善推進委員会による食育推進事業	56
(19)	セカンドブック事業（平成 29 年度新規）	56
(20)	小中一貫教育の推進	56
<b>3</b>	<b>子育て家庭の負担を軽減する取組</b>	<b>57</b>
(1)	子ども用品貸出事業（ベビーベッドは平成 28 年度新規）	57
(2)	ファミリー・サポート・センター運営事業(再掲)	57
(3)	放課後児童クラブ事業(再掲)	58
(4)	放課後児童支援員研修事業	58
(5)	放課後児童クラブ整備事業	58
(6)	一時預かり事業（再掲）	59
(7)	一時預かり事業（幼稚園型）（再掲）	59
(8)	子育て短期支援事業（平成 30 年度新規）	59
(9)	病後児保育事業（再掲）	60
(10)	病児保育事業（令和元年度新規）	60
(11)	延長保育事業（加算分）（再掲）	60
(12)	1 歳児特別保育事業	61
(13)	児童手当給付事業	61
(14)	私立幼稚園就園奨励費支援事業	61
(15)	不妊治療費助成事業	62

(16)	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	62
(17)	小林愛則育英奨学会支援事業	62
(18)	芦安活性化対策育英奨学金貸付事業	63
(19)	南アルプス市奨学金貸与事業	63
(20)	南アルプス市乳児用おむつ用品支給事業（平成 28 年度新規）	63
(21)	南アルプス市がんばる子育て応援利子補給金交付事業（平成 28 年度新規）	63
(22)	南アルプス市がんばる子育て応援定住補助金交付事業（平成 28 年度新規）	64
(23)	保育園・幼稚園等の利用者負担額の軽減措置（平成 28 年度新規）	64
(24)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	65
<b>4</b>	<b>親としての成長を支援する取組</b>	<b>65</b>
(1)	南プスセーフティネット協働事業	65
(2)	マタニティスクール	65
<b>5</b>	<b>支援を必要とする子どもたちへのきめ細かい取組</b>	<b>67</b>
(1)	障害児施策の充実等	67
(2)	母子家庭・父子家庭の自立支援の推進	68
(3)	社会的擁護体制の充実	70
<b>6</b>	<b>地域全体で子育てを支える取組</b>	<b>72</b>
(1)	結婚相談事業	72
(2)	芦安地区結婚関連支援事業	72
(3)	子育て支援ネットワーク構築事業	73
(4)	子育てガイドブック作成事業	73
(5)	地域子育て支援力拡大事業	73
(6)	青少年育成推進会議運営事業	74
(7)	スクールガードリーダー事業	74
(8)	南アルプス市学校応援団育成事業	74
(9)	児童館活動事業	75
(10)	愛育班育成支援事業	75
(11)	南アルプス市子ども若者ささえ愛基金事業	75
<b>第 6 章</b>	<b>計画の推進体制.....</b>	<b>76</b>
(1)	計画の評価・点検	76
(2)	子ども・子育て支援に係わる人材の確保・育成	76
	用語の定義	76
	南アルプス市子ども・子育て会議条例	78

---

# 第1章 計画策定の概要

---

## 1 計画策定の趣旨

南アルプス市（以下「本市」という。）では、平成 26（2014）年度に「次世代育成支援地域行動計画」の後継計画として、「全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現」という基本理念のもと「南アルプス市子ども・子育て支援事業計画（以下「第 1 期計画」という。）」を策定しました。今日までこの第 1 期計画に基づき、幼稚園や保育所などの教育・保育についての必要な量を推計し、さまざまな子ども・子育て支援関連事業を展開してきました。

しかしこの間、核家族化や地域内住民のつながりの希薄化等の進行に伴い、家庭や地域の「子育て力」や「教育力」の低下、また子育てしながら就労することの困難さなど、子育てを取り巻く課題は多く残されているのが現状です。

そこで、第 1 期計画を検証し、その取組みを継続的かつ計画的に推進するため、「第 2 期南アルプス市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

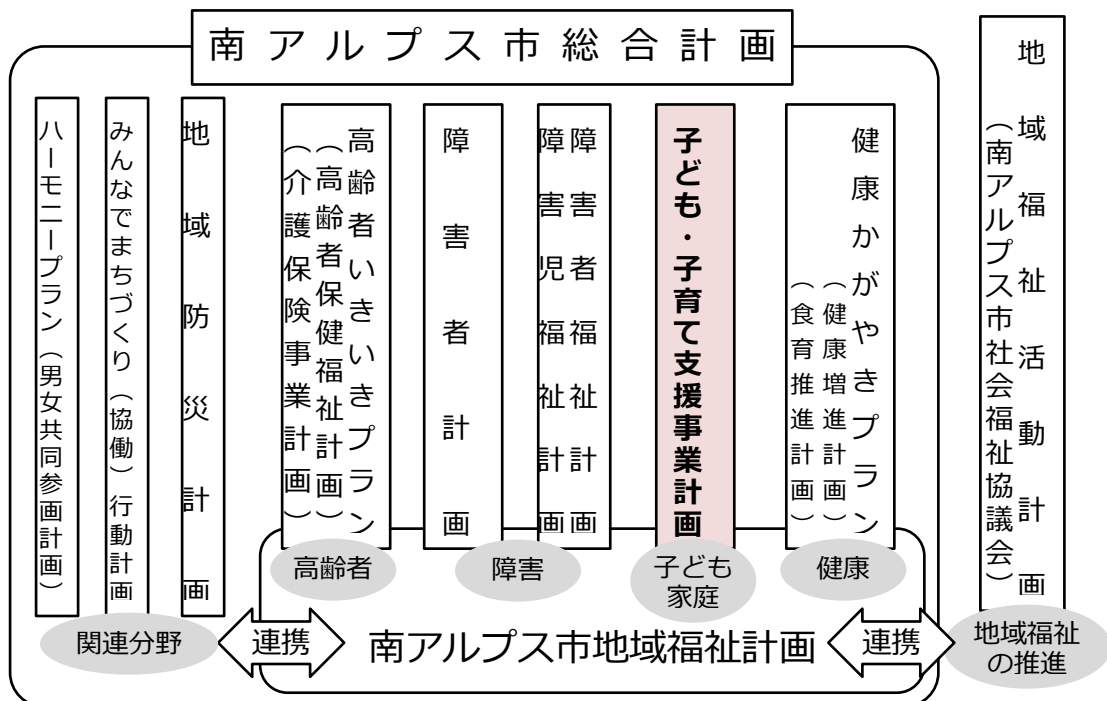
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、本市のまちづくりの指針となる総合計画を最上位計画とし、本計画はその部門計画として関連する計画とともに位置付けます。

### ■計画の根拠法令

#### 【子ども・子育て支援法第61条第1項】

市町村は、基本方針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

本市の総合計画や各種関連計画の体系は次のとおりです。



### 3 計画の期間

本計画は、2020年度から2024年度までの5年間を対象期間とします。

本市の総合計画や各種関連計画の計画期間は次のとおりです。

計画（年度）		～H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7～ 2025		
総合計画		第2次													
地域福祉計画		第3次						第4次							
各 部 門 計 画	高齢者 いきいき	高齢 介護	第5期			第6期			第7期						
			第6期			第7期			第8期						
	障害者計画		第3次						第4次						
	障害福祉計画		第4期			第5期			第6期						
	障害児 福祉計画						第1期			第2期					
	子ども・ 子育て支援 事業計画		第1期					第2期							
	健康 かがやき	健康 食育	第2次（2005～）						第3次（～2029）						
		第1次（2005～）						第2次（～2029）							
自殺対策計画								第1期							
地域福祉活動計画 （社協）		第3次						第4次							

なお、当該期間中に法制度の変更や社会経済情勢の著しい変化等が生じた場合は、適宜、南アルプス市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という）で協議し、必要に応じて計画を見直すものとします。



## 4 国・県の動向

### (1) 国の動向

第1期計画策定後の国の主な動向は以下のとおりです。

時期	法律・制度等	内容
2015年	保育士確保プラン	・9万人の保育士を確保。
	次世代育成支援対策推進法	・平成37(2025)年まで延長。
2016年	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成に関する基本的な方針を提示。
	児童福祉法一部改正	・児童虐待対策の強化。
2017年	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士処遇の改善について記載。
	子育て安心プラン	・待機児童の解消、女性の就業率80%達成を目指す。
2018年	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業、協議会の設置等について記載。
	基本指針改正	・企業主導型保育等について記載。
2019年	幼児教育・保育の無償化(10月から)	・幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児が無償化の対象。

## (2) 県の動向

第1期計画策定後の山梨県の主な動向は以下のとおりです。

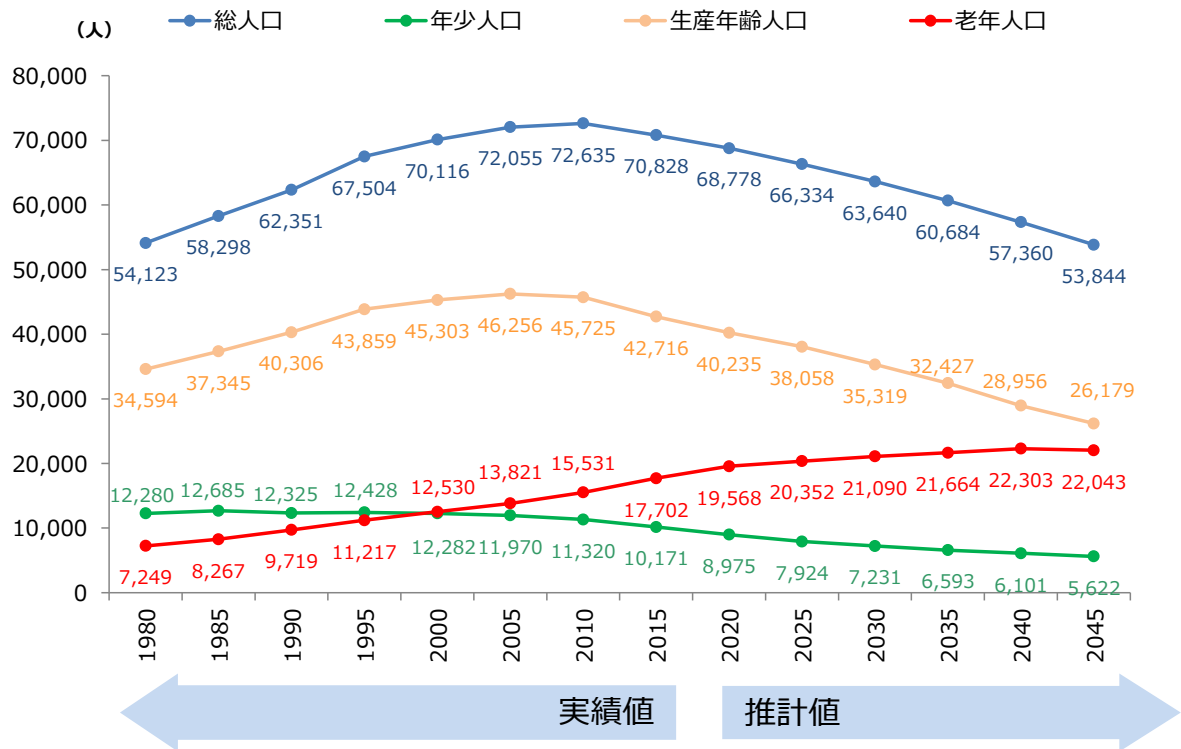
時期	法律・制度等	内容
2016年	やまなし子育て応援事業	・第2子以降の保育料について、3歳になるまでの間、無料化。
2017年	やまなし子ども・子育て支援条例が施行  やまなし子ども・子育て支援プラン 中間見直し	・豊かな自然や県民相互の強い絆を生かし、山梨県に住むすべての子どもを山梨県の子として、育てはぐくむことを目指す。
2018年	病児保育の広域利用の開始	・県内にある全ての病児・病後児保育施設を自由に利用できる。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 本市の子ども・子育てを取り巻く状況

#### (1) 人口のこれまでの推移と将来推計

本市のこれまでの人口の推移及び将来推計人口（推計値）は以下のとおりです。



【出典】2015年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値。

実績値に関して、総人口は平成22（2010）年の72,635人をピークに減少局面に入っています。平成27（2015）年時点で生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少傾向にありますが、老年人口（65歳以上）は増加しています。

推計値を見ると、令和22（2040）年に本市の人口は57,360人まで減少すると見込まれています。年少人口は6,101人と2015年比で約60%程度にまで減少する見込みです。

ただし、平成27（2015）年に策定された「南アルプス市 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、人口減少に歯止めをかけるための各重点事業を推進すること

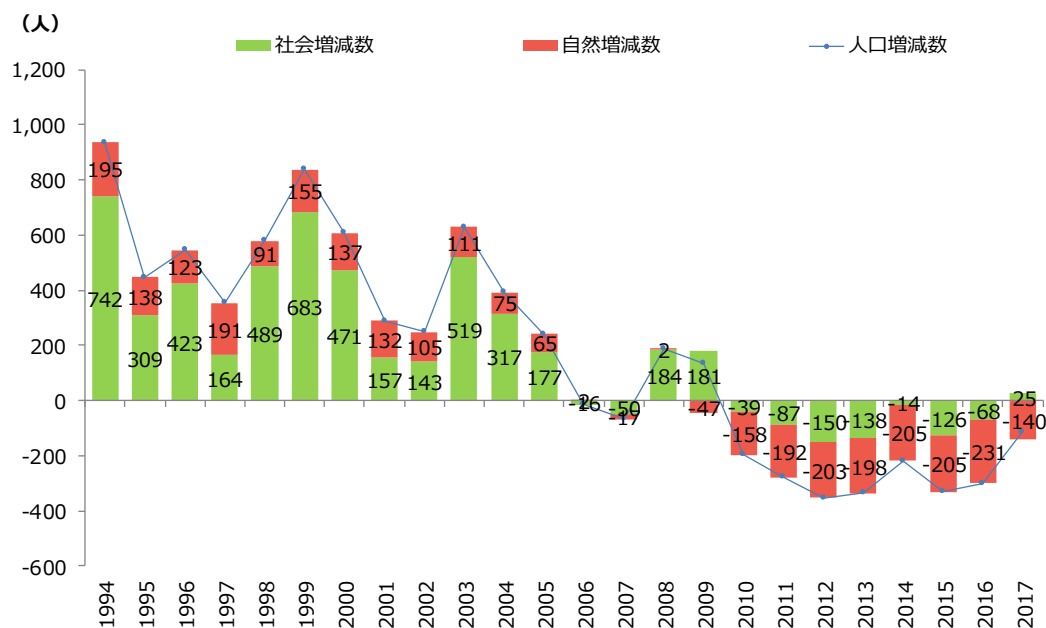
で、令和 22（2040）年には 70,117 人、令和 42（2060）年には 64,797 人の人口を目指すとしています。

住民基本台帳に基づく本市の人口を平成 26（2014）年以降で見ると、総人口は 73,130 人（平成 26 年）から 72,105 人（平成 30 年）と過去 5 年間で 1,025 人減少（1.4%減）しています。また、年少人口（0～14 歳）も、10,615 人（平成 26 年）から 9,724 人（平成 30 年）と過去 5 年間で 891 人減少（8.4%減）しています。



【出典】地域経済分析システム（RESAS）

平成 17(2005)年までは社会増減・自然増減ともにプラスでしたが、平成 22(2010)年以降、社会増減・自然増減ともにマイナスとなっています。ただし、平成 27(2015)年から平成 29(2017)年の直近 3 年に限れば、社会減の減少幅は小さくなっています。

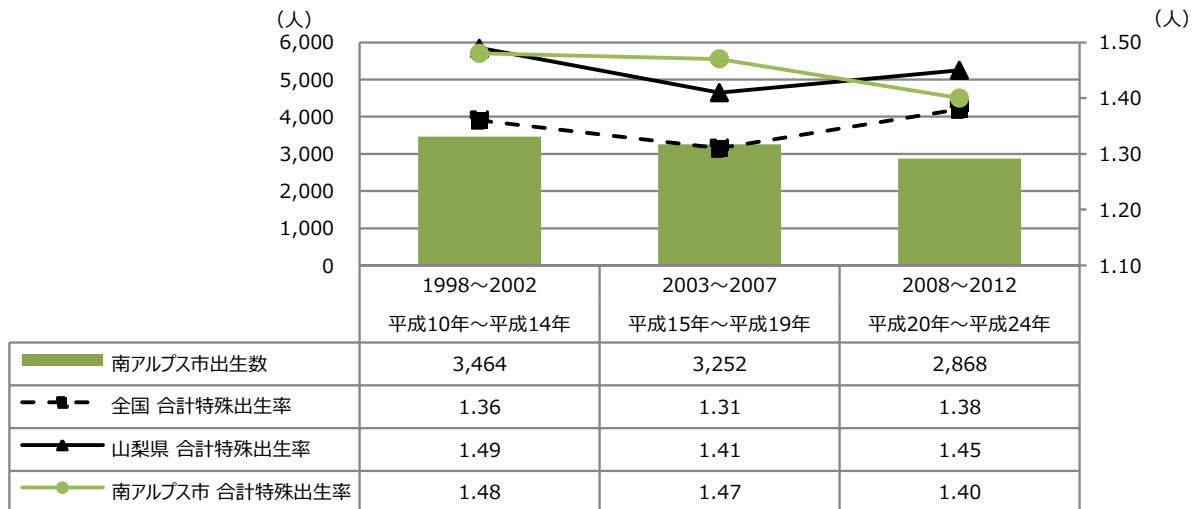


【出典】地域経済分析システム (RESAS)

## (2) 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成 10(1998)年～平成 14(2002)年の 3,464 人から、平成 20(2008)年～平成 24(2012)年には 2,868 人と減少傾向にあります。

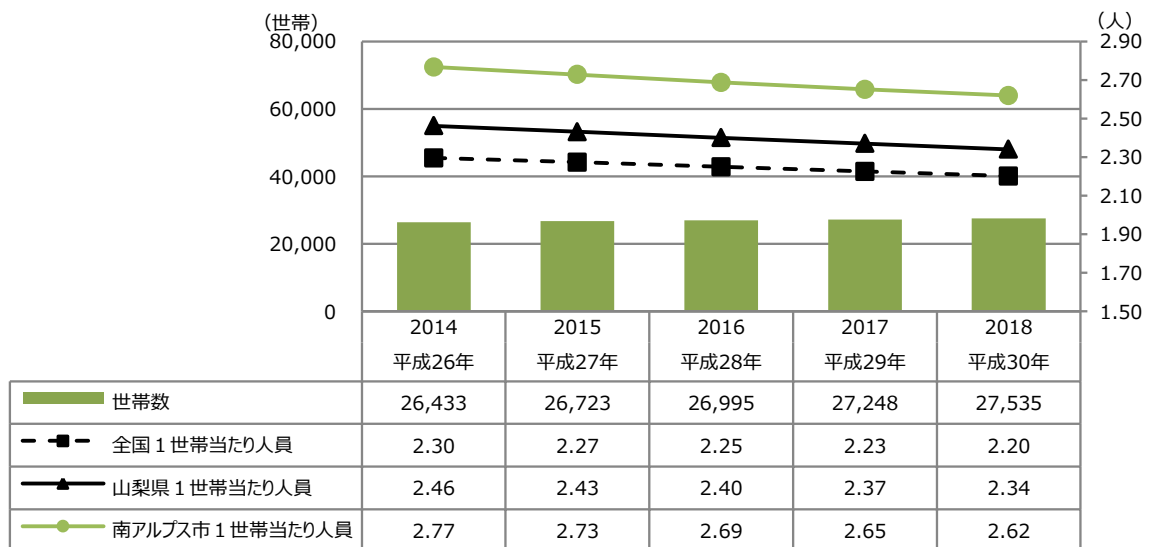
また、合計特殊出生率(15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)は、平成 10(1998)年～平成 14(2002)年の 1.48 から平成 20(2008)年～平成 24(2012)年には 1.40 と低下し、山梨県全体を下回り、全国平均レベルとほぼ同程度となっています。



【出典】総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

### (3) 世帯数等の推移

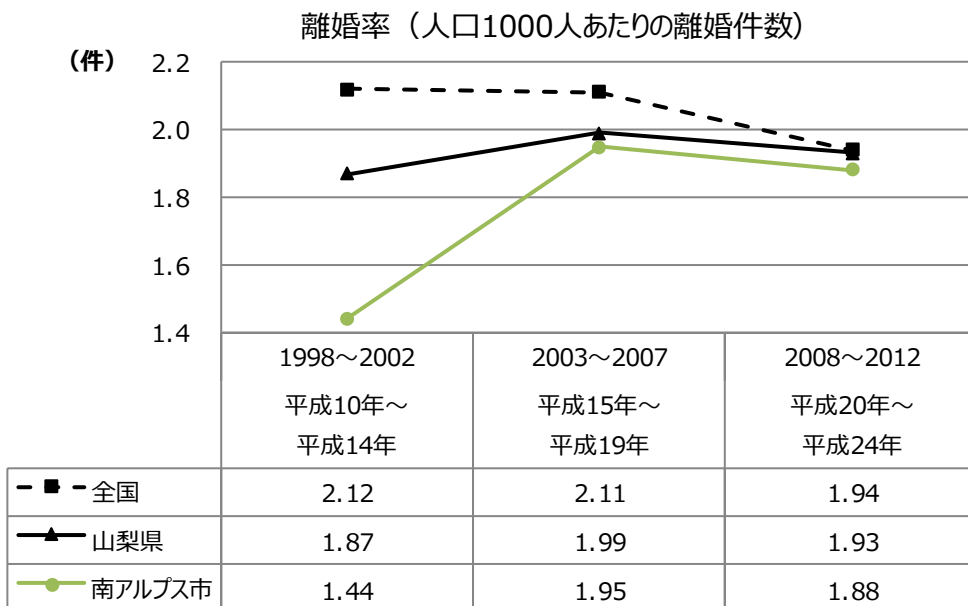
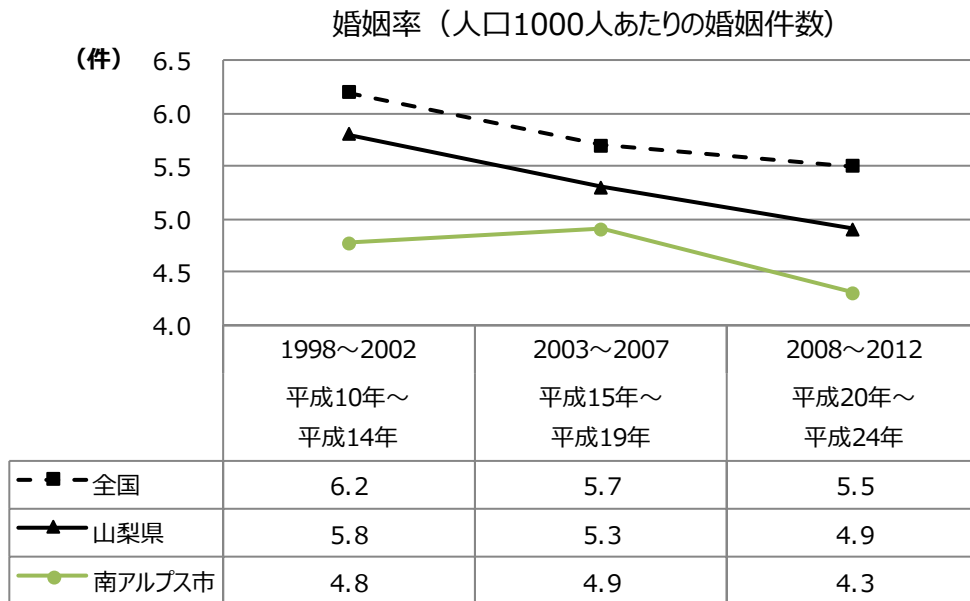
本市の世帯数は増加傾向にある一方で、1世帯当たり人員は減少傾向にあることから、核家族化の進行が推察されます。ただし、全国や山梨県全体と比較すれば、1世帯当たりの人員は高い水準にあります。



【出典】総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

#### (4) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率・離婚率は、全国や山梨県全体の数値を下回って推移しています。



【出典】総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

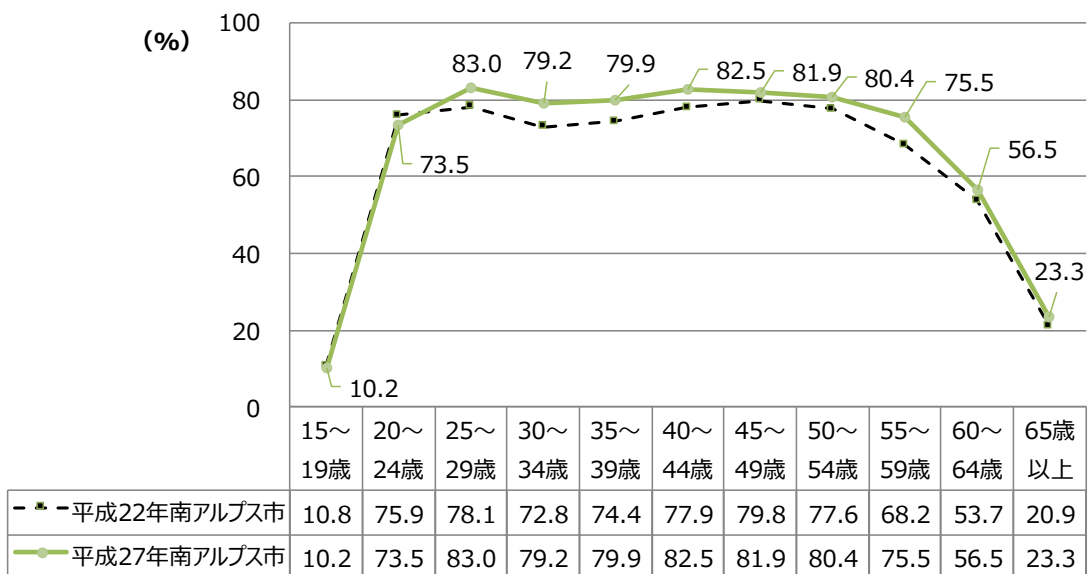
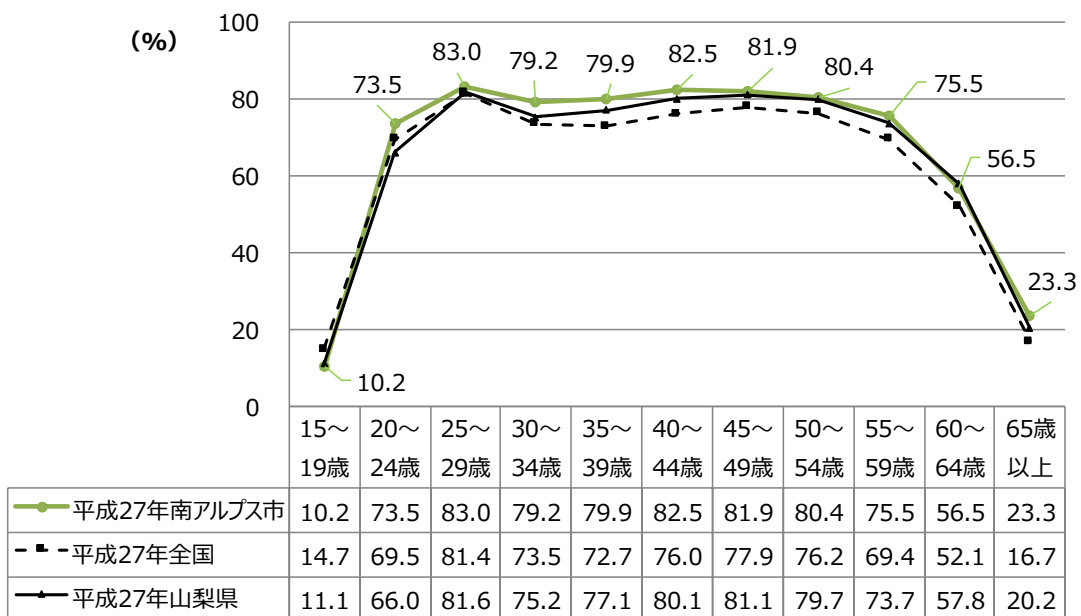
#### (5) 女性労働力率の推移

女性労働力率（15歳以上の女性の人口に占める、働いているもしくは休職中の女性の割合）は30～34歳で一度下がり、その後40歳代には上昇する傾向にあります。

この傾向は全国や山梨県全体と同じですが、ほとんどの年代において、本市の女性労働力率は国や県の数値を上回っています。

全国や県と比較した場合、本市の30歳代前半での就業率は79.2%と、25～29歳(83.0%)の就業率からの落ち込みは、比較的緩やかで、出産や子育てを経ても働き続ける女性が多いことが推察されます。また25～29歳の就業率も高いことから出産から子育ての期間中も働き続けていることが推察されます。

また本市において平成22(2010)年と平成27(2015)年と比較すると、15～19歳・20～24歳を除く全ての年代で数値が高くなっており、働く女性の増加が見受けられます。



【出典】国勢調査



## (6) 子育て支援事業の利用実績

国の子ども・子育て新制度は、平成 27（2015）年度の開始から令和元（2019）年度で 5 年が経過します。この間の、本市における教育・保育サービスの利用状況は次表のとおりです。

項目	年齢	年度				
		H27	H28	H29	H30	H31
子どもの数（人） A	0歳	574	548	553	569	524
	1歳	584	601	571	579	602
	2歳	557	600	614	586	586
	3歳	617	575	605	638	595
	4歳	680	602	584	620	646
	5歳	655	684	603	586	637
	0～2歳計	1,715	1,749	1,738	1,734	1,712
	3～5歳計	1,952	1,861	1,792	1,844	1,878
教育・保育 サービス 利用者数（人） B	0歳	137	122	131	137	85
	1歳	265	299	319	317	311
	2歳	317	375	416	395	407
	3歳	524	507	556	576	528
	4歳	602	544	527	575	592
	5歳	614	619	569	550	585
	0～2歳計	719	796	866	849	803
	3～5歳計	1,740	1,670	1,652	1,701	1,705
利用率（%） B/A	0歳	24%	22%	24%	24%	16%
	1歳	45%	50%	56%	55%	52%
	2歳	57%	63%	68%	67%	69%
	3歳	85%	88%	92%	90%	89%
	4歳	89%	90%	90%	93%	92%
	5歳	94%	90%	94%	94%	92%
	0～2歳計	42%	46%	50%	49%	47%
	3～5歳計	89%	90%	92%	92%	91%

0～2 歳児に関して、利用率（子どもの数に対する利用者数）を見ると、新制度開始当初の平成 27（2015）年度は 42%でしたが、翌 28（2016）年度には 46%に増加し、29（2017）年度以降は、50%程度で推移しています。

新制度が市民に浸透し、3 歳から 5 歳では利用率が安定してきたと推察されます。

一方 0 歳から 2 歳では安定傾向はありますが、1 歳と 2 歳には増加傾向があるため今後注視する必要があります。

## 2 子育て支援に関するニーズの把握

### (1) アンケート調査の実施

子育て支援に関する状況と多様なニーズを把握し、課題に対応するための子ども・子育て支援事業の必要量を推計することを目的に、子育て世帯へのアンケート調査を実施しました。

#### 1) 調査概要

- ・調査対象：市内に在住の就学前もしくは小学 1～3 年生の子どものいる家庭
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収。お礼状兼督促状 1 回送付。
- ・調査期間：2019 年 2 月 1 日 ～ 2019 年 2 月 15 日
- ・標本数：1,512 人
- ・回収数：833 件（回収率 55.1%）

## 2) 主な調査結果

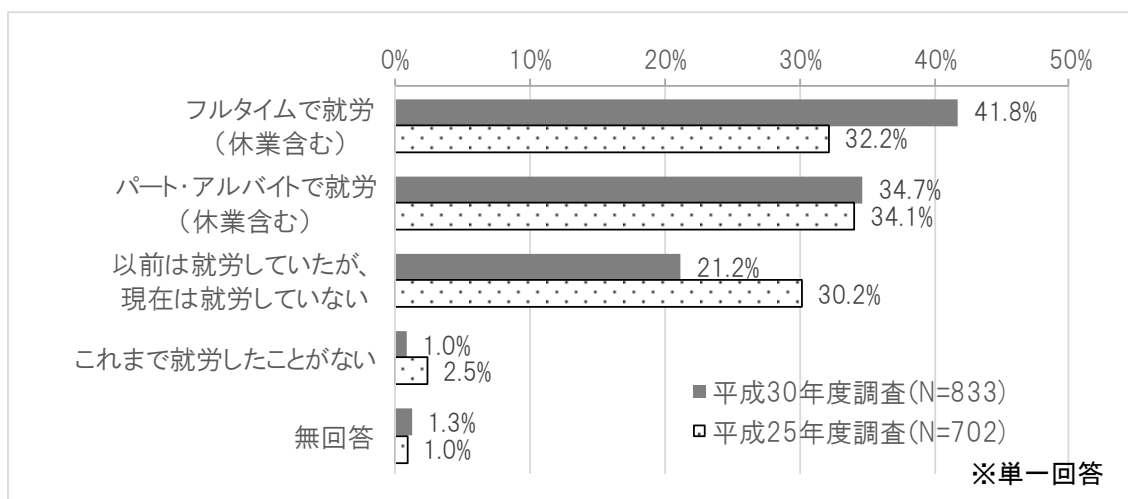
### ①親の就労状況

母親に関しては、休業中を含めた「フルタイム」(41.8%) が最も多く、「パート・アルバイト」(34.7%) が続いています。「以前は就労していたが、現在は就労していない」は21.2%です。

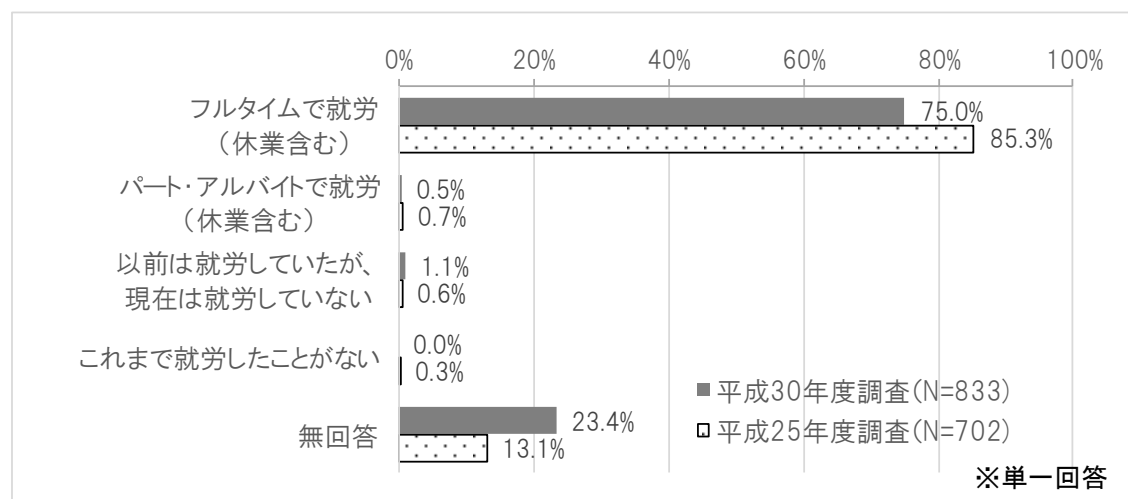
平成 25 (2013) 年度調査と比較すると、「フルタイム」が大きく増加する一方で、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が大きく減少しています。

父親に関しては、「フルタイム」(75.0%) が大部分を占めています。

#### 【母親】



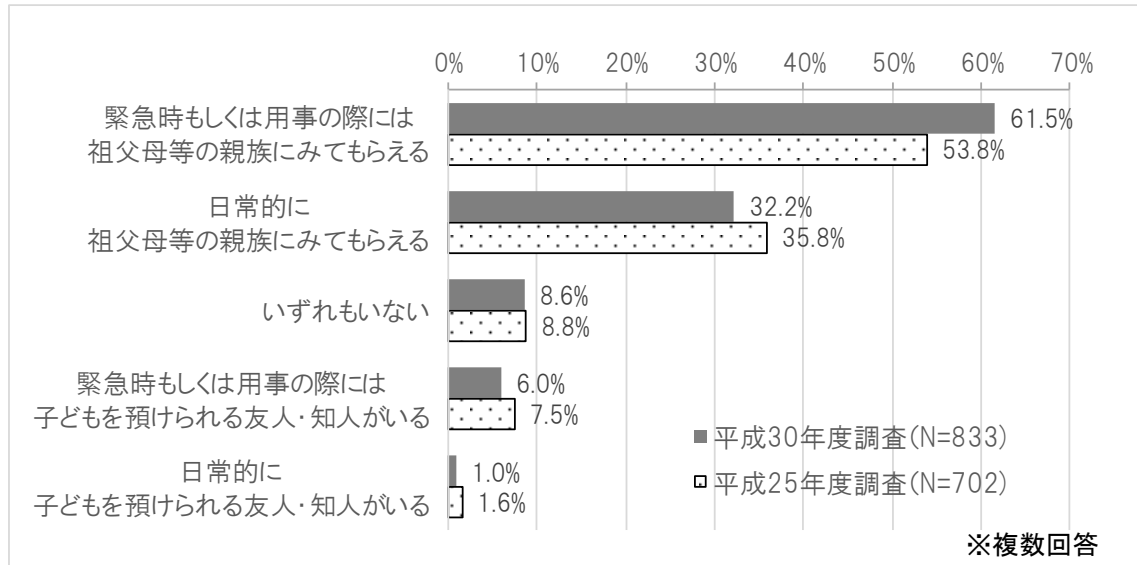
#### 【父親】



### ②日頃、お子さんを預かってもらえる人がいるか

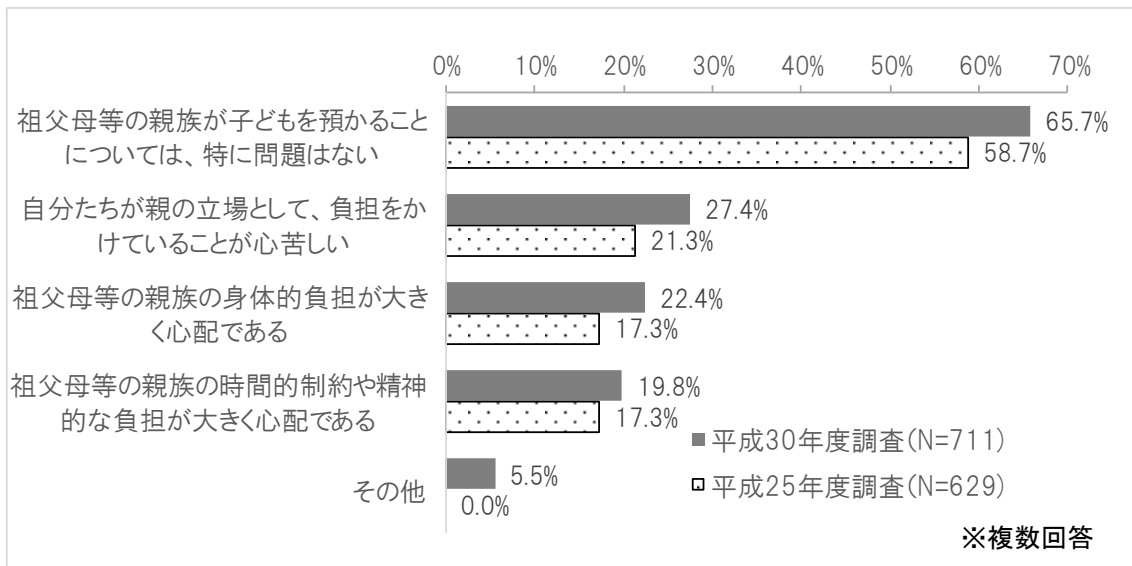
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割を超え最も多く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(32.2%)が続いています。また、「いずれもない」は8.6%となっています。

平成 25 (2013) 年度調査と比較して、傾向は大きく変化していませんが、「いずれも(親族も友人も)いない」という回答はやや増加しています。



### ③親族に子どもを預かってもらっている状況について

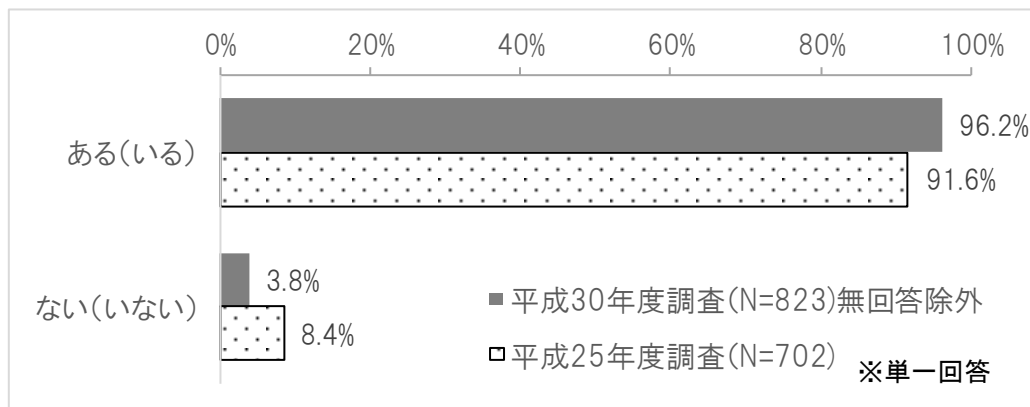
「祖父母等の親族が子どもを預かることについては、特に問題はない」が 65.7%と最も多くなっていますが、「自分たちが親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」も 2~3 割程度を占めています。



#### ④子育てについて気軽に相談できる人がいるか

「ある(いる)」が96.2%と大部分を占めていますが、3.8%は「ない(いない)」と回答しています。

ただし、平成25(2013)年度調査と比較すると、「ある(いる)」の割合が増え、「ない(いない)」の割合が減少しています。



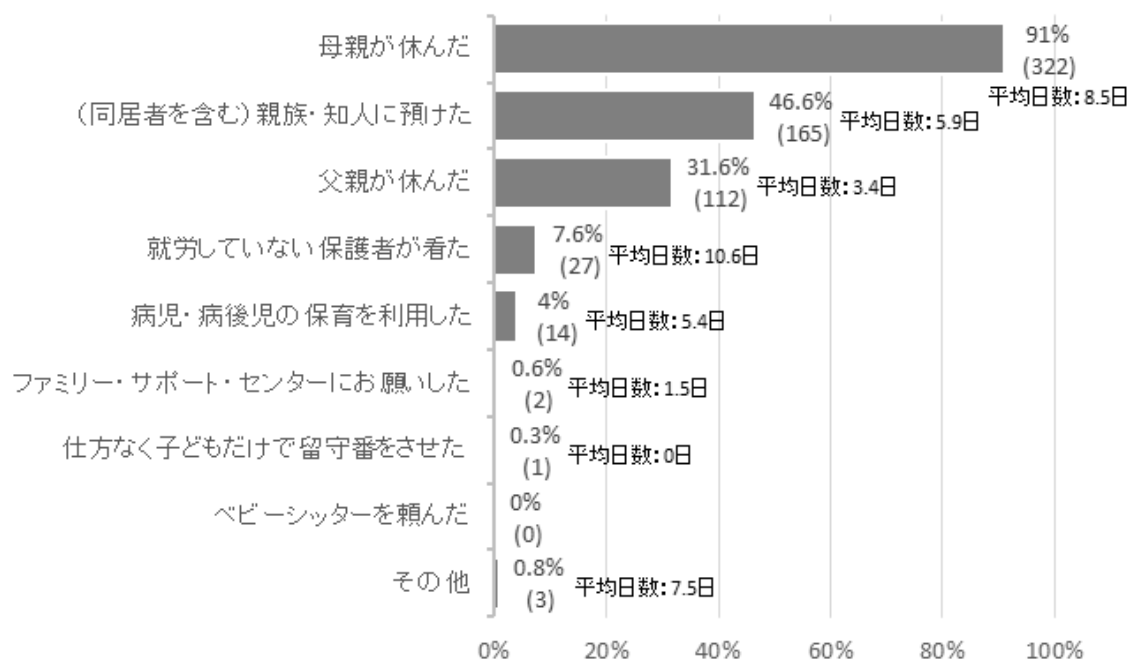
### ⑤子どもが病気の際の対応について

平日日中の定期的な保育・教育事業（幼稚園、認可保育所、認定こども園等）を利用している人で、過去1年間にお子さんが病気やケガで利用できなかったことがあった人の割合は76.3%でした。

その場合の対処方法については、「母親が休んだ」が91%と最も多く、「親族・知人に預けた」（46.6%）、「父親が休んだ」（31.6%）が続いています。

「病児・病後児の保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」の合計は4.6%です。

なお、平成25（2013）年度調査においても傾向は同様で、病気やケガで利用できなかったことがあった人の割合は72.0%であり、その場合「母親が休んだ」という回答が最も多くなっています。



N=354

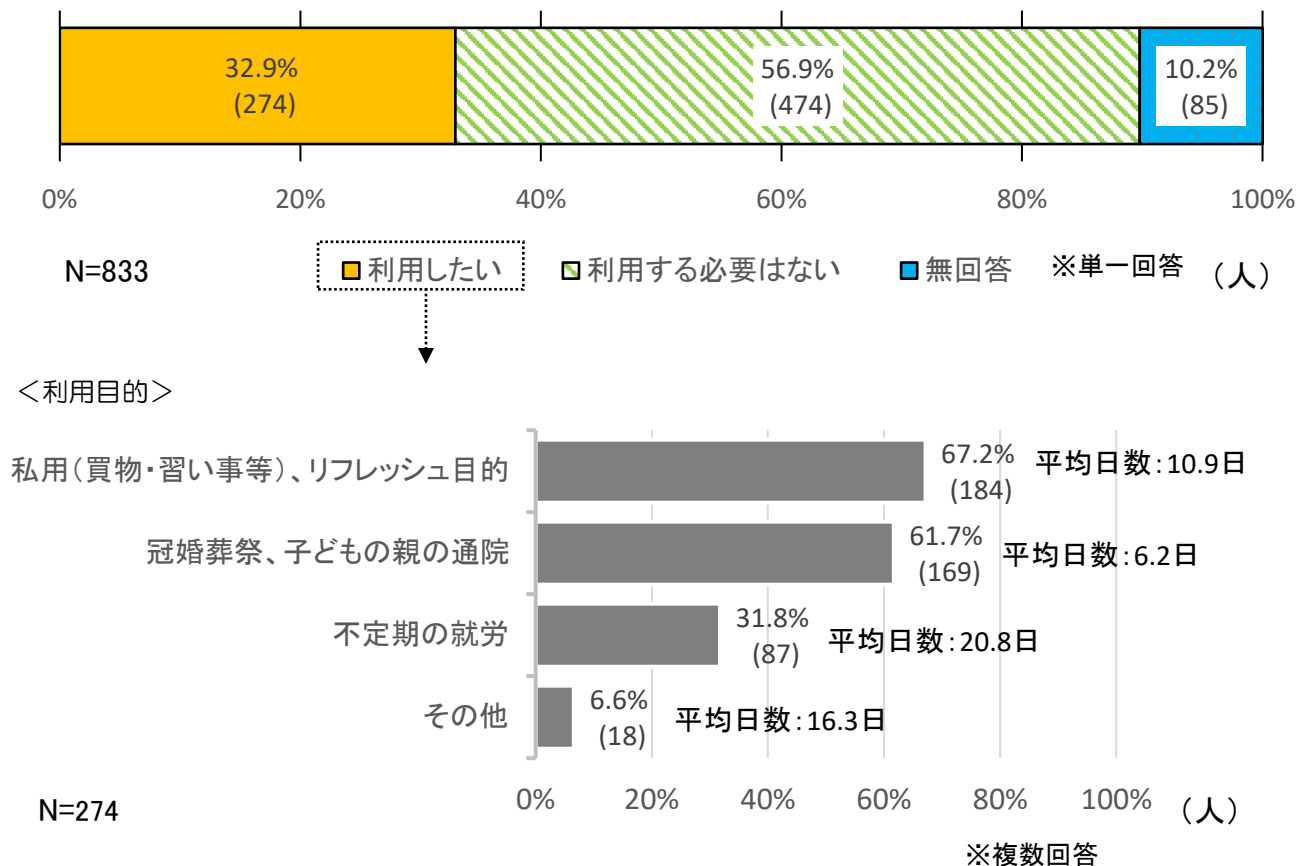
※複数回答 (人)

⑥不定期での保育・教育事業の利用意向について

不定期での保育・教育事業（一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業）の今後の利用意向について、32.9%が「利用したい」と回答しており、一定の需要が見受けられます。

利用意向のある人の利用目的については、「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」（67.6%）、「冠婚葬祭、子どもの親の通院」（62.1%）が比較的多くなっています。

なお、平成 25（2013）年度調査においても傾向は同様で、不定期での保育・教育事業を利用したい回答した人の割合は 33.3%であり、「私用、リフレッシュ」目的が最も多くなっています。



## (2) 子育て支援に関する主要なニーズの整理

母親の就労状況に関して、平成 25（2013）年度から平成 30（2018）年度にかけて、「フルタイム」が大きく増加する一方で、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が大きく減少しています。

本市における女性労働力率は、一般に、出産や育児で下がりやすい 30～34 歳も 79.2%と高いことから、出産や子育てを経ても働き続ける女性が多いことが推察されます。

親族等に子どもを見てもらえる市民は比較的多く、第 1 期アンケート結果に比べても増加していることから、子育てしやすい環境であると推察されます。しかし、親族等の負担を気にしながら応援してもらっているケースも多く、今後、高齢化がさらに進行することを念頭におき、市民のニーズに沿った子育て支援サービスを提供していくことが求められていきます。

保育所等の定期的な教育・保育以外の面では、「子どもが病気になった場合に母親が仕事を休まざるを得ない（そのような状況があった人のうちの 91%）」、「私用・リフレッシュ等の目的で一時的に子どもを預かってほしい（利用したい人のうちの 67.2%）」といったニーズも見受けられます。

ただし一方で、子育てについて気軽に相談できる人がいると回答した人は 96.2%と非常に多い割合となっており、また前回より増加していることから子育てのしやすさにつながると推察されます。「子育てについて気軽に相談できる人がいない」と回答した人も数%います。人数的には大きな割合を占めるわけではなく、また、平成 25（2013）年度から平成 30（2018）年度にかけて減少傾向にはありますが、このような場合では、誰にも相談できずに非常に困難な状況に陥ってしまっている人もいると推察されます。児童虐待の原因にはこうした背景が引き金となるケースもあげられますので、これらの問題の掘り起こしや対応は重要な課題と考えられます。



一方、市民のニーズに沿って、教育・保育といったサービスを展開していくためには、保育士や NPO を含む地域力の活用などサービス提供を担う人材の確保が必要不可欠です。

---

## 第3章 計画の基本理念と基本構成

---

### 1 計画の前提となる理念

子ども・子育て支援法の基本理念は以下のとおりです。

- ・子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- ・子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- ・子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

### 2 本計画の基本理念と施策展開の観点

#### (1) 基本理念

子ども・子育て支援法の基本理念や本市総合計画、さらにはニーズ調査の分析を踏まえ、本計画の基本理念は第1期計画から引き続き次のとおりとします。

**全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現**

#### (2) 計画の方向性

子ども・子育て支援法を始めとする関係法令において明記されているとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり出発点であるとの認識の下、保護者が子育

てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるができるように支援することとします。

施策を展開するにあたっては、第1期計画から引き続き、次の観点をもって行います。

#### ① 子どもの最善の利益の実現

子ども・子育て支援については、子どもの視点に立ち、子どもの健全な発達が保証されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする。

#### ② 全ての子どもの健やかな育ちの保証

障害、疾病、虐待、貧困及び家族の状況やその他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭に対し健やかな育ちを保証する。

#### ③ 親としての成長を支援

親自身も周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて親として成長できるように、全ての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援する。

#### ④ 子育て家庭のニーズに沿った施策の推進

幼児教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅での子育て家庭も含め、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面で充実させる。

また、子育てが理由で自分が希望する仕事をあきらめるケースを可能な限り減らすため、就労と子育てが両立できる環境を整備する。

#### ⑤ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

乳幼児期の発達は連続性を有するものであることから、この時期の重要性や特性を踏まえ、妊娠時から保護者に対して、“発達に応じた適切な保護者の関わり”や“質の高い幼児教育・保育”について共に考え、保護者及びその家庭が“安心して子育て

できるための支援”を安定的に実施する。

#### ⑥ 社会全体で子ども・子育てを支える

地域社会全体が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を認識し、これを果たすこととする。

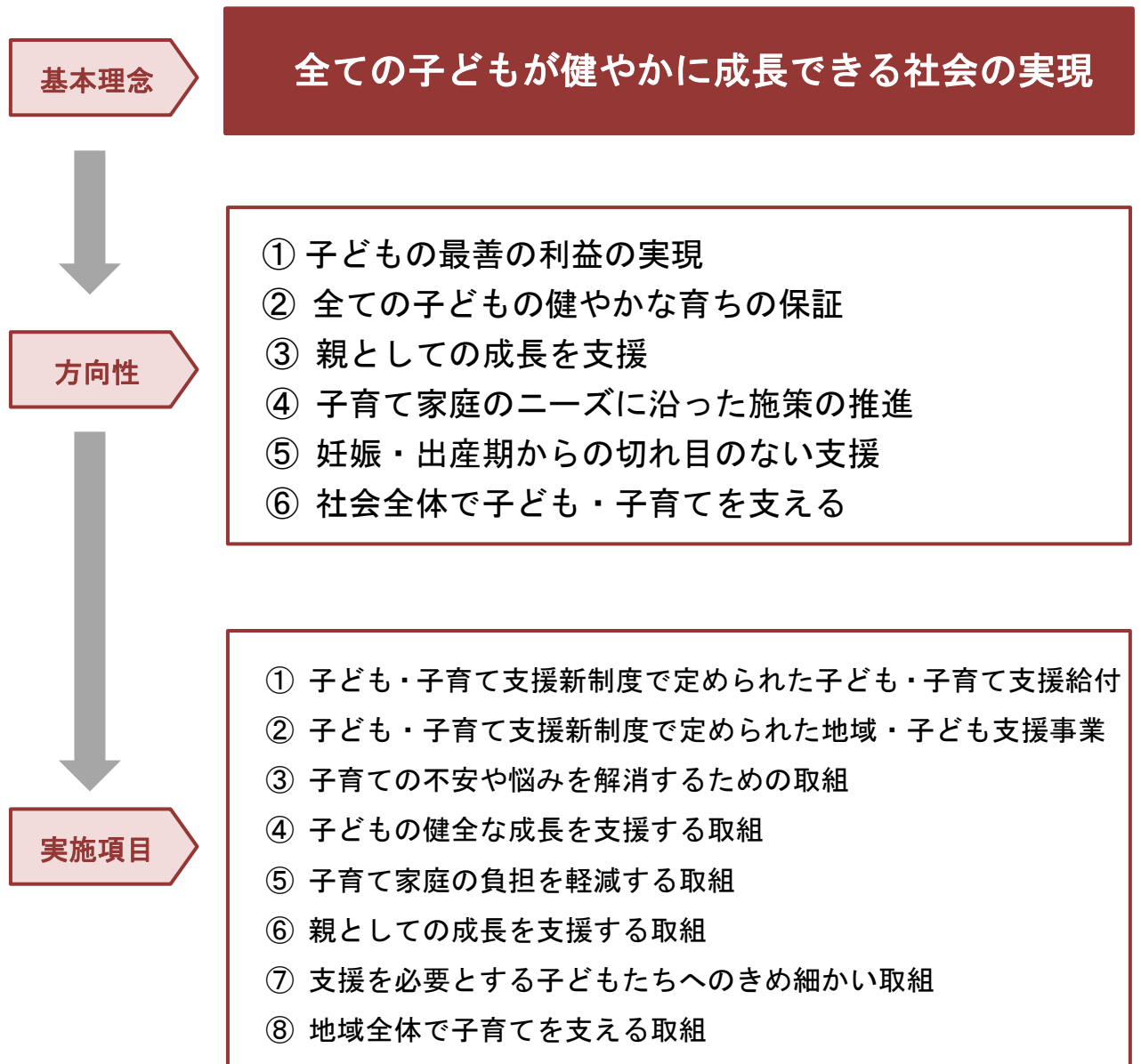
また、多様な働き方を選べるような環境の整備や不足する子育て支援に携わる人材を確保し、子育て支援サービスを安定的に提供するため、NPO や民間企業を含む地域における子育て支援に携わる人材の育成活動を支援する。

### 3 具体的な実施項目

前項で定めた基本理念と計画の方向性及び第 1 期計画からの継続性を踏まえ、具体的な実施項目は以下のとおりとします。なお、( ) は本計画内の該当する章です。

- ① 子ども・子育て支援新制度で定められた子ども・子育て支援給付（第 4 章）
- ② 子ども・子育て支援新制度で定められた地域・子ども支援事業（第 4 章）
- ③ 子育ての不安や悩みを解消するための取組（第 5 章）
- ④ 子どもの健全な成長を支援する取組（第 5 章）
- ⑤ 子育て家庭の負担を軽減する取組（第 5 章）
- ⑥ 親としての成長を支援する取組（第 5 章）
- ⑦ 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かい取組（第 5 章）
- ⑧ 地域全体で子育てを支える取組（第 5 章）

本計画の構成は次のとおりです。



## 4 本計画における成果指標

### (1) 成果指標の設定

本計画の成果を評価するための成果指標を以下のとおり設定します。

#### 【市民アンケート】

- ◇ 子育てしやすいまちだと思ふ市民の割合
- ◇ 子育てについて気軽に相談できる相手や場所がある子育て中の市民の割合

#### 【統計値】

- ◇ 12歳以下の転入による増加数

### (2) 南アルプス市総合計画における子ども・子育てに関する政策の方向性

南アルプス市第2次総合計画においては後期基本計画の中で、「保育・幼児教育の充実（施策11）」、「子育て支援の充実（施策12）」を掲げています。

施策11では、「未就学児が、適切な環境のもとで、心身が健全に発達する」ことを目的とし、以下の成果指標と目標値を定めています。

指標名	指標の説明	現況値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
子どもを愛情深く大切にされた保育がなされていると思う保護者の割合	市立保育所に対する保護者の評価を示す	95.0%	97.0%
子どもの発達の特長や発達過程に沿った適切な援助が行われていると思う保護者の割合	市立保育所に対する保護者の評価を示す	96.0%	97.0%
希望する保育所に入所できなかった児童数	希望する保育所への入所状況を示す	40人	0人

施策 12 では、「保護者が安心して子育てができる」ことを目的とし、以下の成果指標と目標値を定めています。

指標名	指標の説明	現況値 (H30年度)	目標値 (R6年度)
子育てしやすいまちだと思える市民の割合	子育て施策に対する市民の評価を示す	43.2%	50.0%
子育てについて気軽に相談できる相手や場所がある子育て中の市民の割合	子育て世帯の安心感を示す	64.1%	66.5%
12歳以下の転入による増加数	子育て施策に対する市外の子育て世帯からの評価を示す	101人	78人

---

## 第4章 子ども・子育て支援新制度の取組

---

### 1 子ども・子育て支援新制度の概要

#### (1) 制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成 24（2012）年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことを指します。

新制度の主なポイントは、「保育の量的拡大・確保」、「質の高い幼児教育・保育の提供」、「地域の子ども・子育て支援の充実」です。

#### (2) 新制度における市町村の役割

新制度では、国が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保、その他、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めるとともに、市町村はこれらの実施主体となります。

同計画の基本的な記載事項としては以下が挙げられます。

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④認定こども園の普及による子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保



### (3) 新制度の事業体系

新制度では、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに分類されます。

#### 1) 子ども・子育て支援給付

新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所等、いずれの施設や事業を利用した場合でも、共通の仕組みでその財源の一部または全部は公費の対象となります。

子ども・子育て支援給付は、「施設型給付」、「地域型保育給付」に分けられます。

##### 【施設型給付】

「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」が対象となります。

私立保育所については、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担額の徴収も市町村が行います。

新制度に移行しない幼稚園については、利用する幼稚園が定める利用者負担額を支払い、市町村から幼稚園就園奨励費を受け取っていましたが、令和元（2019）年10月から子ども・子育て支援法の一部改正により、施設等利用給付に移行しました。

##### 【地域型保育給付】

新制度では、「地域型保育事業」として市町村が認可し次の2歳以下の子どもを対象とした定員19人以下が保育事業を給付の対象となります。「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」が対象となります。

- ①小規模保育事業： 利用定員が6人以上19人以下
- ②家庭的保育事業： 利用定員が5人以下
- ③居宅訪問型保育事業： ベビーシッター的な保育
- ④事業所内保育事業： 主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

#### 2) 地域子ども・子育て支援事業

施設での保育を必要とする子どもやその家族だけでなくすべての子育て家庭を

支援するための事業です。13の事業が位置付けられており、地域の実情に応じて、各市町村が実施します。

①利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、『健康状態の把握』、『検査計測』、『保健指導』を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を適時実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業

⑥子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常または利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病気または回復期の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度に移行していない幼稚園において、生計が困難である利用者が支払うべき日用品、文房具、給食副食費等に必要な実費徴収する費用の一部について補助する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

#### (4) 保育の必要性の認定について

##### 1) 認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、2号及び3号認定については保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	利用施設
1号	満3歳以上で保育の必要性がない就学前の子ども	・認定こども園 ・幼稚園
2号	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	・認定こども園 ・保育所
3号	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども	・認定こども園 ・保育所 ・特定地域型保育事業

##### 2) 認定基準

保育の必要性の認定（2号・3号）に当たっては、以下の3点について基準を設定します。

観点	内容
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労、自営業、在宅勤務など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） また、育児休暇取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合 ②就労以外 保護者の疾病・障害、妊娠・出産、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学などに加え、本市が保育を必要と認める事由
区分	①保育標準時間（11時間保育） 月単位の就労時間が120時間以上 ②保育短時間（8時間保育） 月単位の就労時間が48時間以上120時間未満 ※就労以外の事由の場合は、その内容に応じて区分を決定
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

## 2 教育・保育提供区域の設定

施設型給付及び地域型保育給付の対象となる施設の利用については、子育て世帯の状況により選択肢を多くするため、南アルプス市全域を一つの区域と設定します。

## 3 教育・保育の量の見込みの算出方法

2020年度から2024年度までの計画期間中に必要となる子ども・子育て支援事業の量の見込みは、子育て世帯へのアンケートの結果をはじめ、現状の利用実績及び、子育て支援に携わる人へのヒアリング等を総合的に勘案し推計しました。

住民アンケートに基づき推計する方法は、国の手引き(市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き)に従いました。

また、住民アンケートに基づいた推計では、現況の利用実績との乖離が大きいと考えられる事業に関しては、以下の考え方で推計を行いました。

$$\text{量の見込み} = \text{直近年度の利用実績} \times \text{人口係数※1} \times \text{利用意向係数※2}$$

※1 人口係数：対象年度の推計人口の、直近年度の実績人口に対する比率

※2 利用意向係数：子育て支援に携わる人へのヒアリング等の結果も加味した、対象年度における当該事業の利用意向をあらわす比率

ただし、今後、利用意向係数が変化する可能性もあるため、本計画の対象期間中、実際の利用意向を継続的にモニタリングし、適宜、係数を見直すことも想定します。

## 4 本市の子どもの数の見込み

本計画の対象期間中に必要となる子ども・子育て支援事業の量を把握するために、対象期間中の子どもの人口を、コーホート変化率法により推計しました。

「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

市全体で見ると、0～11歳児の合計数は令和元（2019）年度の実績値が最も多く、対象期間中の推計値は実績値を下回る結果となりました。

未就学児に関して、現状に対する比率が最も大きくなるのは、令和3（2021）年度の3歳児であり、その比率は106%（対令和元年度実績値）です。

	子どもの数（人）							現状に対する比率					
	実績	推計						R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	最大
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	最大						
0歳	527	539	530	522	509	499	539	102%	101%	99%	97%	95%	102%
1歳	602	556	569	560	552	538	602	92%	95%	93%	92%	89%	95%
2歳	585	614	568	581	572	564	614	105%	97%	99%	98%	96%	105%
3歳	596	601	632	586	598	591	632	101%	106%	98%	100%	99%	106%
4歳	645	606	613	644	597	609	645	94%	95%	100%	93%	94%	100%
5歳	637	656	616	623	654	606	656	103%	97%	98%	103%	95%	103%
6歳	604	658	674	635	641	677	677	109%	112%	105%	106%	112%	112%
7歳	622	605	659	677	638	643	677	97%	106%	109%	103%	103%	109%
8歳	686	629	610	666	681	644	686	92%	89%	97%	99%	94%	99%
9歳	682	691	632	612	668	684	691	101%	93%	90%	98%	100%	101%
10歳	733	687	696	637	614	672	733	94%	95%	87%	84%	92%	95%
11歳	697	735	688	700	640	617	735	105%	99%	100%	92%	89%	105%
合計	7,616	7,577	7,487	7,443	7,364	7,344	7,616	99%	98%	98%	97%	96%	99%

※黄：現状に対して100%以上120%未満

## 5 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 1号認定

直近年度（2019年）の利用実績に、人口係数・利用意向係数をかけて量の見込みを算出しました。ここで、利用意向係数については、現状で大部分の子どもが施設を利用しておりこれ以上利用意向が高まる可能性は少ないと考えられるため、変化なし（100%）と設定しました。

量の見込みは、令和2（2020）年度で265人であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

	直近実績		直近人口		将来推計人口				
	年度	ニーズ量	対象 年齢	人口 B	人口 C				
		A			2020	2021	2022	2023	2024
1号認定計	2019	267		1878	1863	1861	1853	1849	1806
3歳	2019	93	3歳	596	601	632	586	598	591
4歳	2019	88	4歳	645	606	613	644	597	609
5歳	2019	86	5歳	637	656	616	623	654	606

	将来推計ニーズ量										
	人口係数加味					利用意向係数加味					
	D=A×(C/B)					E=D×利用意向係数					
	2020	2021	2022	2023	2024	係数	2020	2021	2022	2023	2024
1号認定計	265	265	263	263	257		265	265	263	263	257
3歳	94	99	91	93	92	100%	94	99	91	93	92
4歳	83	84	88	81	83	100%	83	84	88	81	83
5歳	89	83	84	88	82	100%	89	83	84	88	82

## (2) 2号認定

直近年度（2019年）の利用実績に、人口係数・利用意向係数をかけて量の見込みを算出しました。ここで、利用意向係数については、現状で大部分の子どもが施設を利用してこれ以上利用意向が高まる可能性は少ないと考えられるため、変化なし（100%）と設定しました。

量の見込みは、令和2（2020）年度で1,426人であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

	直近実績		直近人口		将来推計人口				
	年度	ニーズ量 A	対象 年齢	人口 B	人口 C				
					2020	2021	2022	2023	2024
2号認定計	2019	1,438		1878	1863	1861	1853	1849	1806
3歳	2019	435	3歳	596	601	632	586	598	591
4歳	2019	504	4歳	645	606	613	644	597	609
5歳	2019	499	5歳	637	656	616	623	654	606

	将来推計ニーズ量										
	人口係数加味					利用意向係数加味					
	D=A×(C/B)					E=D×利用意向係数					
	2020	2021	2022	2023	2024	係数	2020	2021	2022	2023	2024
2号認定計	1,426	1,423	1,419	1,415	1,382		1,426	1,423	1,419	1,415	1,382
3歳	439	461	428	436	431	100%	439	461	428	436	431
4歳	474	479	503	466	476	100%	474	479	503	466	476
5歳	514	483	488	512	475	100%	514	483	488	512	475



### (3) 3号認定

直近年度（令和元年（2019）年）の利用実績に、人口係数・利用意向係数をかけて量の見込みを算出しました。

第1期計画初年度の平成27（2015）年を100として、入所者の割合（当該年齢の人口のうち施設に入所している子どもの割合）の伸びを見ると、0歳児は100%前後で安定しているのに対し、1・2歳児は120%程度で安定してきています。これは、子ども・子育て新制度が市民に浸透した結果と推察されます。

1、2歳児に関しては、今後も制度変更や社会環境の変化によって入所者の割合が増加することは十分に考えられますので、ここでは利用意向係数を0歳児：100%、1・2歳児：110%と設定し、推計を行いました。

量の見込みは、令和2（2020）年度で873人であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

	直近実績		直近人口		将来推計人口				
	年度	ニーズ量	対象 年齢	人口 B	人口 C				
		A			2020	2021	2022	2023	2024
		3号認定計			2019	803		1,714	1,709
0歳	2019	85	0歳	527	539	530	522	509	499
1歳	2019	311	1歳	602	556	569	560	552	538
2歳	2019	407	2歳	585	614	568	581	572	564
1・2歳児計	2019	718		1,187	1,170	1,137	1,141	1,124	1,102

	将来推計ニーズ量										
	人口係数加味 $D=A \times (C/B)$					利用意向係数加味 $E=D \times \text{利用意向係数}$					
	2020	2021	2022	2023	2024	係数	2020	2021	2022	2023	2024
	3号認定計	801	775	778	765	751		873	844	847	834
0歳	87	85	84	82	80	100%	87	85	84	82	80
1歳	287	294	289	285	278	110%	316	323	318	314	306
2歳	427	395	404	398	392	110%	470	435	445	438	432
1・2歳児計	714	689	694	683	670		786	758	763	751	737
全体合計	2,492	2,463	2,460	2,444	2,390		2,564	2,532	2,529	2,512	2,457

#### **(4) 確保方策**

教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み」に対して、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育施設（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）にて引き続き同量の確保を行い、保育ニーズに応えます。

## 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 延長保育事業

母親のフルタイム就労の増加による需要の拡大見込と、少子化による子どもの減少要素を相殺すると、量の見込みはほぼ一定で推移すると推計しました。

量の見込み	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
推計利用者数（人）	370	370	370	370	370

### (2) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象）

母親のフルタイム就労の増加による需要の拡大見込と、少子化による子どもの減少要素を相殺すると、量の見込みはほぼ一定で推移すると推計しました。

量の見込み	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
推計利用者数（延べ人）	765	765	765	765	765

### (3) 一時預かり事業（在宅で保育している児童を対象）

利用実績をもとに、人口係数・利用意向係数をかけて量の見込みを算出しました。

利用実績は次表のとおりで、年度によってばらつきはありますが、平成 27(2015)年度から平成 30(2018)年度の平均では 4.9%の伸びとなっています。

利用実績	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	利用率の伸び率	
					H27→H30	年平均
利用者数（延べ人）	3,879	4,123	3,750	4,306	H27→H30	年平均
対象年齢人口（人）	3,667	3,610	3,530	3,578		
利用率	105.8%	114.2%	106.2%	120.3%	14.6%	4.9%

利用意向係数については、対象年齢人口は減少しているにもかかわらず利用者数

は増加傾向にあり、働き方の多様化等による一時的な保育ニーズが増えていると推察されることから、直近の利用率である 120.3%から微増（年に 2%程度増加）するという考えに基づき設定しました。

量の見込みは、令和 2（2020）年度で 4,442 人であり、計画期間中では令和 5（2023）年の 4,539 人が最大となる見込みです。

量の見込み	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
推計対象年齢人口（人）	3,572	3,528	3,516	3,482	3,407
利用意向係数	124.3%	126.3%	128.3%	130.3%	132.3%
推計利用者数（延べ人）	4,442	4,458	4,513	4,539	4,510

#### （4） 病児病後児保育事業

母親のフルタイム就労の増加による需要の拡大見込と、親族にみてもらえる割合の増加や子どもの減少要素を相殺した結果、量の見込みは一定であると推計しました。

なお、アンケート中、病児保育へのニーズが高いことから、令和元(2019)年度より病児保育事業を市内医療機関に委託実施することで、量の確保の拡充につなげています。

量の見込み	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
病児（延べ人）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
病後児（延べ人）	250	250	250	250	250
合計（延べ人）	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750

## (5) ファミリー・サポート・センター事業

利用実績をもとに、人口係数・利用意向係数をかけて量の見込みを算出しました。

利用実績は次表のとおりで、対象年齢人口は減少しているにもかかわらず利用者数は増加傾向にあり、利用率は年平均で 3.6%程度増加しています。

利用実績	H27	H28	H29	H30	利用率の伸び率	
	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	H27→H30	年平均
利用者数（延べ人）	878	1,030	1,305	1,245	10.9%	3.6%
対象年齢人口（人）	4,586	4,458	4,305	4,143		
利用率	19.1%	23.1%	30.3%	30.1%		

今後働く母親が増加すると仮定し、本事業の利用意向が高まる可能性があると考えられます。平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度の平均では 3.6%の伸びとなりますが、平成 29（2017）年度から平成 30（2018）年度にかけては微減していることも踏まえ、「利用傾向係数が毎年 2.0%ずつ増加していく」想定で推計を行いました。

量の見込みは、令和 2（2020）年度で 1,284 人であり、計画期間中では令和 6（2024）年の 1,294 人が最大となる見込みです。

量の見込み	R2	R3	R4	R5	R6
	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
推計対象年齢人口（人）	4,005	3,959	3,927	3,882	3,937
利用意向係数	32.1%	32.3%	32.5%	32.7%	32.9%
推計利用者数（延べ人）	1,284	1,277	1,275	1,268	1,294

## (6) 地域子育て支援拠点事業

利用実績をもとに、人口係数・利用意向係数をかけて量の見込みを算出しました。

利用実績は次表のとおりで、日平均利用者数は 100 人前後で推移しています。

利用実績	H27	H28	H29	H30	利用率の伸び率	
	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	H27→H30	年平均
利用者数（延べ人）	26,610	23,619	21,283	24,772		
日平均利用者数※（人）	106	94	85	99		
対象年齢人口（人）	3,667	3,610	3,530	3,578		
利用率	2.9%	2.6%	2.4%	2.8%	-0.1%	0.0%

今後働く母親が増加すると仮定すると、保育所等に子どもを預けるケースが増え、本事業を利用する人は減ると考えられます。一方で、在宅で保育している保護者に関しては、核家族化等の進行により、ともすれば孤立感を覚えやすい子育て時に、周囲の保護者とつながりたいというニーズは強くなると考えられます。

これらの要素を勘案し、利用意向係数としては、各年度ともに直近の平成 30（2018）年度と同じ（2.8%）と設定しました。

量の見込みは、令和 2（2020）年度で 24,750（延べ人）（日平均で 99 人）であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

量の見込み	R2	R3	R4	R5	R6
	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
推計対象年齢人口（人）	3,572	3,528	3,516	3,482	3,407
利用意向係数	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%
推計日平均利用者数（人）	99	98	98	97	95
推計利用者数（延べ人）	24,750	24,500	24,500	24,250	23,750

## (7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

利用実績をもとに、人口係数・利用意向係数をかけて量の見込みを算出しました。

利用実績は次表のとおりで、対象年齢人口は減少しているにもかかわらず利用者数は増加傾向にあり、利用率は年平均で1.7%程度増加しています。

利用実績	H27	H28	H29	H30	H31	利用率の伸び率	
	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	H27→H31	年平均
利用者数（人）	986	1,019	1,020	1,018	1,144		
対象年齢人口（人）	4,586	4,458	4,305	4,143	4,025		
利用率	21.5%	22.9%	23.7%	24.6%	28.4%		

今後働く母親が増加すると仮定し、本事業は利用意向が高まる可能性があると考えられます。ただし、既に利用率が高まっており、伸びはやや鈍化すると考え、「利用意向係数が毎年0.3%ずつ増加していく」想定で推計を行いました。

量の見込みは、令和2（2020）年度で1,151人であり、計画期間中はほぼ一定の数で推移する見込みです。

量の見込み	R2	R3	R4	R5	R6
	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
推計対象年齢人口（人）	4,005	3,959	3,927	3,882	3,937
利用意向係数	28.7%	29.0%	29.3%	29.6%	29.9%
推計利用者数（人）	1,151	1,149	1,152	1,150	1,179

## (8) ホームスタート事業

乳幼児を養育していて子育てに対し不安や悩みがある家庭に専門ボランティアを派遣して、母親の話を聞いたり一緒に子育てを行うことで不安や悩みを和らげ、子育てに対して前向きになれるように支援する事業です。子育てに対し不安や悩みを持っている人は、各種子育て支援サービスに関して、自分からアクセスすることが難しい場合もあるため、支援者側からの働きかけが重要です。

利用実績をもとに、人口係数・利用意向係数をかけて量の見込みを算出しました。

利用実績は次表のとおりで、利用率は1%を下回っています。現状の利用者数自体は少ないですが、アンケート調査では「子育てについて気軽に相談できる人がいない」と回答した人が3.7%いました。この中には、誰にも相談できずに非常に困難な状況に陥ってしまっている人もいと推察されるため、本事業の潜在的なニーズは大きいと考えられます。

利用実績	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	利用率の伸び率	
					H27→H30	年平均
利用者数（人）	15	13	25	18		
対象年齢人口（人）	3,667	3,610	3,530	3,578		
利用率	0.4%	0.4%	0.7%	0.5%	0.1%	0.0%

本事業は平成27（2015）年度以降、市の事業として展開してきましたが、虐待等の防止に向けた取組みとしても見直す必要があると判断しています。このため改善策を講じた事業として再設計し、令和3（2021）年度には実施します。これにより、利用意向係数を令和2（2020）年度は0.7%、令和3（2021）年度以降は2.0%と設定し、利用者数の増加を見込みました。



量の見込みは、令和 2 (2020) 年度で 26 人であり、計画期間中では令和 3 (2021) 年、令和 4 (2022) 年の 71 人が最大となる見込みです。

量の見込み	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
推計対象年齢人口 (人)	3,572	3,528	3,516	3,482	3,407
利用意向係数	0.7%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
推計利用者数 (人)	26	71	71	70	69

## (9) 確保方策

各事業ごとに設定した「量の見込み」に対して、同量の確保を行い、各ニーズに応えます。

## 第5章 南アルプス市の子育て支援事業

### 1 子育ての不安や悩みを解消するための取組

核家族化や地域コミュニティの希薄化により、子育ての不安や悩みを抱えたまま子育てする家庭が増えています。


子育ての基本は家庭にあります。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、親としての成長を支援することとします。

#### (1) 利用者支援事業

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者や妊娠している方達が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施する事業です。


相談者に対して、保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行いやすい環境をつくり、利用者支援事業と同等のサービスが提供できる取組みを行っています。

また、身近な場所(地域子育て支援拠点)でも事業実施ができるように検討していくこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				


#### (2) 母子健康相談事業

母親と乳幼児の健康を保持増進するとともに育児不安等の軽減を図るため、個別に相談を受けて助言及び支援を実施する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 ヶ月までの乳児がいる家庭を訪問し、乳児と母親の心身の状況や育児環境を把握して、子育てに関する助言や指導、情報提供を行う事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

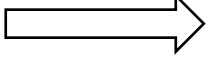

### (4) 家庭児童相談室運営事業

18 歳未満の児童やその保護者、家族及び関係者からの相談を受け、必要な支援策を講じ実施する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (5) ホームスタート事業(再掲)

平成 26（2014）年度に山梨県のモデル事業として開始し、平成 27（2015）年度は本市の事業として NPO 法人あんふぁんねっとと協働する中で実施してきましたが、今後増加するニーズ、また虐待等の防止に向けた取組みとしても見直す必要があると判断しています。このため改善策を講じた事業として再設計し、令和 3（2021）年度には実施します。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		規模拡大		
				

### (6) 子育て応援講座事業（ノーバディズ・パーフェクト・プログラム）

乳幼児を養育する母親を対象にグループワーク形式の講座を開催して、参加者同士の交流を進めながら、子育てに対し前向きになれるように支援する事業です。


令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

### (7) 乳幼児発達支援事業

心身の発達のアンバランスや疾患等により心身の発達に課題があり、将来において心や運動の発達面で障害をきたす可能性のある乳幼児の早期発見及び支援を行う事業です。


具体的には、下記などを実施します。

- ・ すこやか発達相談(個別相談)
- ・ 保育所訪問（途切れのない支援事業）
- ・ はぐくみ教室（集団支援）

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (8) 地域子育て支援拠点事業(再掲)

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (9) 養育支援訪問相談事業

養育支援が必要な家庭に保健師・助産師・ヘルパーなどが訪問し、適切に養育できるように支援する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (10) 教育支援センター運営管理事業

不登校等の児童生徒の指導上の諸問題の解決及び未然防止を図るとともに、特別支援対象の就学前児・学校在籍児童生徒の家庭及び各校特別支援コーディネーターに対して指導・助言を行う事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

### (11) 産後ケア事業 (平成 28 年度新規)

児童医療的な処置を必要としない産後 4 ヶ月までのお母さんとその赤ちゃんを対象に、母体のケアや育児に関する相談や沐浴・授乳の指導に助産師が応じるとともに、お母さん同士の交流をはかりながら、自宅に帰ってからも育児が楽しく出来るような支援をしていきます。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


## 2 子どもの健全な成長を支援する取組

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭に対して健やかな育ちを保障することが重要になります。

子どもの成長過程において、その年齢期や家庭状況に応じた支援が必要になってくるため、関係者・関係機関との連携を図りながら支援することとします。

### (1) 母子健康手帳交付事業


母子健康手帳の交付を行い、妊娠・出産・育児に関する母子への継続支援を行う事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

### (2) 乳幼児健診事業

乳児期・幼児期に疾病の予防及び早期発見に努め、親の心身の状況や育児環境を把握して、子育てに関する助言や指導、情報提供を行う事業です。


- ・ 乳児期 4 ヶ月児、10 ヶ月児
- ・ 幼児期 1 歳 6 ヶ月児、2 歳児、3 歳児

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

### (3) 母子健康教育事業

妊婦及び乳幼児とその保護者を対象に、健康の保持増進及び育児に関する情報提供など集団的に健康教育を行う事業です。


- ・ マタニティスクール
- ・ 離乳食教室
- ・ 乳幼児事故予防教室
- ・ むし歯予防啓発事業等

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

### (4) 妊産婦・乳幼児健康診査助成事業

妊婦・乳幼児が適切な医療や保健指導が受けられるように支援する事業です。

- ・ 妊婦一般健康診査
- ・ 乳児一般健康診査
- ・ 乳幼児精密健康診査
- ・ クラミジア抗原検査
- ・ HTLV-1抗体検査
- ・ 産婦健康診断
- ・ 新生児聴覚検査

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

## (5) 予防接種事業

予防接種法に基づき、乳幼児及び児童等に対して伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行う事業です。

### [乳幼児個別予防接種]


- ・ 結核 (BCG)
- ・ 麻しん、風しん混合第 1 期、第 2 期
- ・ 四種混合(ジフテリア、百日ぜき、破傷風、不活化ポリオ)
- ・ 日本脳炎第 1 期
- ・ Hib 感染症
- ・ 小児の肺炎球菌感染症
- ・ 水痘
- ・ B 型肝炎

### [児童個別予防接種]

- ・ 二種混合第 2 期(ジフテリア、破傷風)
- ・ 日本脳炎第 2 期

### [生徒個別予防接種]


- ・ 子宮頸がん予防

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				




### (6) ジュニアリーダー養成事業

小中学生を対象に、学校や家庭では経験しにくい自立・協働・奉仕等の団体活動を通して体験的に学習することで、地域のリーダーとして活躍できる子どもを育成する事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				


### (7) 放課後子ども教室推進事業

小学生を対象に、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、ボランティアの協力を得て子どもたちに学習・スポーツを通して交流を図ることを推進する事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				


### (8) キッズタウン南アルプス支援事業

南アルプス市青年会議所が主体となり企業や関係機関の協力のもと、小学生に職業体験を通して将来の夢や希望を抱かせ、地域社会で自立していく力を培う「体験的なキャリア教育の推進」を支援する事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

### (9) 子どもの読書活動推進事業


市内の各図書館において、子どもの発達段階に応じたお話し会等を開催し、子どもの健やかな育成を支援する事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

### (10) 子ども医療費助成事業（平成28年度から拡充）


子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子どもにかかる医療費の一部を助成する事業です。

平成28（2016）年1月から助成対象を中学校3年生まで拡大し、その後、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、18歳までの助成対象拡大について検討した結果、平成29（2017）年4月から18歳までを助成対象に拡大することとなりました。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

### (11) 小児救急医療推進委員会(小児救急医療)参画事業

山梨県小児救急医療推進委員会に参画することで、子どもの誰もが昼夜を問わず診療が受けられる体制を整備する事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

## (12) 保育所給食食材放射線検査事業


東日本大震災による原発事故の影響の懸念により平成 24（2012）年度から始まった事業です。

公立保育所の園児に提供する給食食材について放射能検査を行い、安心・安全な給食を提供するとともに、食材に対する不安を払拭するためホームページで公表する事業です。

平成 24（2012）年度から平成 29（2017）年度までの 6 年間で異常が検知された食材はなく、今後もその可能性は低いものと想定されるので、本事業については終了としました。


## (13) 未熟児養育医療給付事業

生後、速やかに適切な処置を施すことが必要な未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図る事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


## (14) 青少年育成コーディネーター設置事業

青少年育成南アルプス市民会議の活動が、地域が一体となって子どもを育てるとい  
う観点から、青少年育成コーディネーターを設置することで、地域の繋がりや絆を強  
化し、青少年の健全育成を図る事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (15) ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけとなるように、4か月健診時に絵本をプレゼントする事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				


### (16) 南アルプス自然体験推進事業

南アルプスの大自然を舞台にした各種自然体験活動を実施し、豊かな感性を醸成すると共に南アルプスの自然の素晴らしさを知り、ふるさとを愛する心を育てる事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

### (17) 小中学校における小笠原流礼法推進事業

「小笠原流礼法」の心構えや体験等を活かして、相手を思いやる心や気持ちを育てる教育を推進します。道徳教育を中心に、学校教育全般にわたり、多くの場面でその教えを活かしながら人間形成や望ましい集団形成の推進を図る事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

### (18) 食生活改善推進委員会による食育推進事業

子どもの健やかな育ちを支援して生涯にわたって健康で過ごすための基礎づくりとなる食育を各保育所へ訪問を行い実施する等により推進する事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

### (19) セカンドブック事業（平成29年度新規）

ブックスタートの継続事業として学童期の読書活動へとスムーズにつなげるための支援で、小学1年生に本をプレゼントする事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

### (20) 小中一貫教育の推進

「小中学校で9年間を見通した、目指す児童生徒像を具体的に設定、共有すること」と、「系統性を重視した教育課程の編成を行うこと」の2点で、小学校と中学校との縦のつながりと、学校と家庭と地域社会間の横のつながりを強化充実し、本市の教育目標である「南アルプス市の未来を創る人づくり」の実現に向けて取り組むものです。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度


### 3 子育て家庭の負担を軽減する取組

「保護者が子育てについての第一義的な責任を有する」という基本的認識を前提として、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるように、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行うこととなります。

#### (1) 子ども用品貸出事業（ベビーベッドは平成28年度新規）


1歳未満児を対象に、購入に伴う子育て家庭の経済負担を軽減するためベビーベッドを、また、経済負担の軽減に加え自動車乗車中の安全確保を図るため、チャイルドシートを貸与する事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

#### (2) ファミリー・サポート・センター運営事業(再掲)


育児の「支援を受けたい人」と「支援を提供したい人」を会員として、相互援助活動を行う事業です。

様々な支援やサービスの足りない部分を補うことのできる事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				


### (3) 放課後児童クラブ事業(再掲)

保護者が就労等により放課後に家庭での保育が受けられない小学校の児童を、公共施設等で一定の時間預かる事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

### (4) 放課後児童支援員研修事業


放課後児童クラブにて“放課後児童支援員”として従事する者は、都道府県知事が定める研修を受講することが義務づけられています。定年等による離職者や新規雇用者のバランスをとる中、計画的に全ての職員に研修を受講できるように取り組むこととします。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

### (5) 放課後児童クラブ整備事業


市内には小学校区ごとに放課後児童クラブが設置してあります。しかし、その形態や設置場所（小学校からの距離の遠近）は様々です。さらに、共働き家庭の割合や高学年児童の利用率は年々高まることが想定されることから、計画的に改修・増築等の整備を行うこととします。

平成 28（2016）年度に百田第二児童クラブを新築、櫛形地区 3 施設の改修、平成 29（2017）年度に白根東児童クラブを改築、若草児童クラブを新築、平成 30（2018）年度に小笠原児童クラブを新築しています。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (6) 一時預かり事業 (再掲)

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった市内在住の乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (7) 一時預かり事業 (幼稚園型) (再掲)

市内に在住する児童が市内及び市外の幼稚園、標準教育時間以外に利用する場合において、幼稚園が実施する延長保育分に対して助成する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

### (8) 子育て短期支援事業 (平成 30 年度新規)


保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育するが一時的に困難の場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設等において保護を行う事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				



### (9) 病後児保育事業（再掲）

小学校6年生以下で、市内に在住する児童や市外から市内の保育所・幼稚園・小学校等に通っている児童のうち、病気などの回復期で集団生活が困難なとき、専用の保育室で一時的に預かる事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				


### (10) 病児保育事業（令和元年度新規）

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

平成29（2017）年3月27日に甲府市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・中央市・昭和町の6市町で「病児・病後児保育事業の相互利用に関する協定」を結びました。

また、平成30（2018）年3月26日より山梨県全域において病児・病後児保育施設の相互利用（広域化）が可能になりました。


さらに、令和元（2019）年度より病児保育事業を市内医療機関に委託実施することで、量の確保の拡充につなげています。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

### (11) 延長保育事業（加算分）（再掲）


保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

この中で民間保育所及び認定こども園に対しては、事業実施にあたり助成をします。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (12) 1 歳児特別保育事業

通常 1 歳児の保育は、6 人に対して保育士 1 人を配置していますが、質の高い保育を行うため 1 歳児 4.5 人に対して保育士 1 人を配置する民間保育所等に、その加配分にかかる費用に対して予算の範囲内で助成します。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

### (13) 児童手当給付事業

中学 3 年生までの児童がいる家庭に対して、手当を支給する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (14) 私立幼稚園就園奨励費支援事業

施設型給付の対象とならない私立幼稚園に通園する児童の保護者に対して保育料等の減免を行った事業者に、その経費を予算の範囲内で助成する事業です。

令和元年 10 月から子ども・子育て支援法の一部改正により、施設等利用給付に移行しました。


### (15) 不妊治療費助成事業

不妊治療を行っている夫婦に対し、その治療に要する費用の一部を助成する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (16) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病受給者証を取得している児童に対し、日常生活用具の購入に要する費用の一部を助成する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (17) 小林愛則育英奨学会支援事業

市内の中学校を優秀な成績で卒業、高等学校へ通学する高校生に対し、毎年 10 万円の給付を行う事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (18) 芦安活性化対策育英奨学金貸付事業

芦安地区に在住する高校生を対象として、月 1 万円の奨学金を貸与する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (19) 南アルプス市奨学金貸与事業

市内に居住する者の被扶養者で向学の意欲があるが、経済的理由で就学が困難な者を対象とし、大学生等に月額 2 万 5 千円、高校生に月額 1 万円を貸与する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (20) 南アルプス市乳児用おむつ用品支給事業（平成 28 年度新規）

乳児期の子育てに係る経済的負担を軽減し子どもの健やかな成長の促進を図るため、乳児（1 歳未満）の成育に必要なおむつ等の購入費の一部を助成する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (21) 南アルプス市がんばる子育て応援利子補給金交付事業（平成 28 年度新規）

市内金融機関の教育ローンの融資を受けた 3 人以上の子どもを有する多子世帯を対象に、安心して子育てができる環境を整備することを目的に利子補給金を交付する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

**(22) 南アルプス市がんばる子育て応援定住補助金交付事業（平成 28 年度新規）**


南アルプス市がんばる子育て応援利子補給金交付事業補給金の交付決定を受けた者の融資対象となった子どもの市内定住を促進するため補助金を交付する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

**(23) 保育園・幼稚園等の利用者負担額の軽減措置（平成 28 年度新規）**


平成 28（2016）年度から国や山梨県が所得階層の一部に対し利用者負担額の軽減制度を開始したことに併せ、南アルプス市では全階層を対象に第 2 子の半額化、第 3 子以降の無料化に取り組み、子育て世帯の負担軽減を図ります。

令和元（2019）年 10 月からの国の無償化に伴い、これまでの取り組みに加え、令和 2（2020）年度からは、多子世帯への経済的な負担軽減を図ることを目的に、保育料の半額を徴収している、年収 6 4 0 万円を超える世帯の第二子の無償化を実施します。これにより、多子世帯における第二子以降について無償化の完全実施となります。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

## (24) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度に移行していない幼稚園の利用者が支払うべき給食費のうち、副食費相当分を給付する事業です。


令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

## 4 親としての成長を支援する取組

親自身も周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて親として成長できるように、すべての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援します。

### (1) 南プスセーフティネット協働事業

平常時から災害時の自助・共助の連携を体験学習して防災力を高め、“親が子を守る”ことを支援する事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

### (2) マタニティスクール

健康に妊娠期を過ごし育児に取り組むために、妊娠期の身体・心理的变化を理解し、栄養に関する知識を得ることができるよう支援するとともに、産後の母子と触れ合う機会を持つことで、出産・育児へのイメージができて妊娠・出産・育児への不安が軽減されるように支援する学習と交流の場を提供する事業です。


## 1) パパママ学級

妊娠期のパパとママを対象に、親となる意識を高めるため学習会を開催する事業です。

- ①妊娠中のこころと体の変化を知ること、妊娠中から妻をサポートしていかうという思いを持てる。
- ②産後の育児についてイメージすることができ、出産・育児について夫婦で考えていくきっかけとなる。
- ③父親も子どもが生まれる前から子どもに関心を持ち、母親とともに子どもの成長を喜び合える。

## 2) マタニティ カフェ ～妊婦さんの食事～

妊婦さん同士で交流を深め、妊娠中・産後の悩みを共有するとともに、妊娠中及び産後の体の変化について理解と「妊娠している自分、生まれてくる子どもの体づくり」のための食事という認識を深めてもらうための学習会を開催する事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

## 5 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かい取組

支援を必要とする子ども及び子育て家庭に対しては、専門的な知識・技術を要する支援に関する施策を実施するとともに関係機関との連携を密にして、途切れのない支援を展開していきます。

### (1) 障害児施策の充実等

障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、保健・医療・福祉・教育等の各種施策が円滑に実施されるように、障害に応じた専門機関や関係機関との連携を図り適切な支援を提供するほか、教育支援体制の整備など総合的な取組みを進めます。

また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能の強化についても、今後、検討・推進していきたいと考えています。

#### 1) 重度心身障害者医療費助成事業

重度の心身障害者に対して、保険診療分の医療費を助成します。(平成 26 (2014) 年 11 月から窓口無料方式から自動還付方式に変更されました。)

#### 2) 特別障害者手当等支給事業

日常生活において、常時特別な介護を要する在宅の最重度障害者に手当を支給する事業です。

#### 3) 心身障害児童福祉手当支給事業

心身に障害のある児童を保護している者(特別児童扶養手当の受給対象者)に対し手当を支給し、児童の健全な発育を助長する事業です。

#### 4) 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業

軽度・中等度の難聴児が補聴器を購入する際に助成する事業です。

#### 5) 自立支援医療給付事業(育成医療)

障害を持つ 18 歳未満の児童が機能障害を除去、又は軽減させるために医療を受けた場合に、その医療費の一部を助成する事業です。



## 6) 障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用する人、家族等の相談に応じ、サービス等の情報提供や助言、権利擁護のための支援を継続的に行う事業です。

## 7) 障害児通所等給付事業

障害児の特性に応じた専門的な支援を提供できるように質の確保を図り、身近な地域での支援を増進する事業です。


\* 障害児の入所サービスは、複数の障害に対応できるように一元化され、都道府県が実施しています。

## 8) 途切れのない支援事業（CLM 研修）

ライフステージを通じた途切れのない支援体制の整備や福祉・保育など現場で毎日関わる支援者の目利き・腕利きを高めるための研修を行い人材育成を推進する事業です。

## 9) 途切れのない支援事業（保育所対応）

保育所に入所している児童の特性を見極め、情報を共有する中で、職員全員で対象児童の特性に適した対応に取り組む事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

## (2) 母子家庭・父子家庭の自立支援の推進

母子及び父子並びに寡婦福祉法などにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的な支援策を中心に実施して、ひとり親家庭の総合的な自立支援を推進します。

### 1) ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の親と児童の通院・入院に係る保険適用分の医療費を助成し、ひとり親家庭の精神的や経済的な負担を軽減する事業です。

\* 所得制限あり

## 2) ひとり親家庭自立支援給付事業

ひとり親家庭の母親・父親が就職に有利なる資格（看護師・介護福祉士等）の取得を支援したりハローワークと連携して就業を斡旋するなど、ひとり親家庭の自立を支援する事業です。

[高等技能訓練促進費等事業の対象資格] \*通信教育での受講は対象外

- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 歯科衛生士
- ・ 美容師
- ・ 理容師
- ・ 自動車整備士

## 3) ひとり親家庭支援費給付事業


所得税非課税のひとり親家庭において、児童が小学校入学時及び中学校入学時に祝い金を支給する事業です。

## 4) 母子寡婦等福祉資金利子補給支援事業

母子福祉資金若しくは父子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けを受けたひとり親世帯に、その資金の返還にかかる利子分を補給する事業です。

## 5) 児童扶養手当給付事業

母子家庭及び父子家庭等に対して、生活の安定と自立及び児童の心身の健やかな成長を支援するため、所得状況等に応じて手当を支給する事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

### (3) 社会的擁護体制の充実


虐待を受けた子どもや DV 被害の母子等の擁護を行うため、関係機関との連携の中で可能な限り家庭的な養育環境で安心・安全な生活が営めるように支援します。

#### 1) 母子生活支援施設入所措置に関する事業

DV 被害等で生活や子どもの養育が困難な母子を専門施設に入所させ保護するとともに、安心した生活と自立促進を支援する事業です。


#### 2) 要保護児童対策事業

要保護児童の状況把握や情報収集を行い、関係機関との連携を図り適切な支援が実施できるように調整する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (4) 南アルプス市教育委員会教育相談事業

複雑・多様化する課題に対し、保育所（園）・幼稚園の職員での対応が難しい場合、保育所（園）・幼稚園に専門家等を派遣し、職員・保護者への助言を行い、以て対象児の支援の一助とし、対象児の保護者が、児童の就学等に向けて教育委員会や学校との就学相談につなげる事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

## (5) 子どもの学習・生活支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、しんどい状況にある子ども一人ひとりに応じて、安心して自己肯定感を得られるオーダーメイドの場づくりと、協力できる地域の大人の発掘・育成をおこなう事業です。


令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

## 6 地域全体で子育てを支える取組

地域社会全体が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるため、各々が役割を果たすことができるような取組みを展開していきます。


### (1) 結婚相談事業

少子化対策の一環として結婚を希望する者に対し、結婚に関する情報提供及び相談事業を行う事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				


### (2) 芦安地区結婚関連支援事業

芦安地区の人口の減少に歯止めをかけ、住民の増加と定住化を図るため、一定の条件を満たした夫婦に結婚祝い金を支給する事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				


### (3) 子育て支援ネットワーク構築事業

子育てを支援する、又は子育て応援する団体・企業等が構成するネットワークの活動を支援し、地域における“子育て支援の輪”の拡大・充実を図る事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

### (4) 子育てガイドブック作成事業


子育て支援ネットワークの構成メンバーを中心に、ママ目線の使いやすくわかりやすい子育てのガイドブックを作成する事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

### (5) 地域子育て支援力拡大事業


子育て支援ネットワークのメンバーを中心に、地域の子育て支援力の拡大及び機運醸成を図るため、イベントなどを開催する事業です。

主な活動として、子育てを支援するイベントや展示を行い、世代に関わらず子育てに対する地域での取組みを周知することで、地域の子育て力の発掘とネットワークの拡大を目的に、南アルプス市ファミリーフェスタを開催しています。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				


### (6) 青少年育成推進会議運営事業

青少年の健全育成を図るため、青少年を取り巻く環境の実態を調査し、地域の実情に合わせた取組みや市全体で行う方策について検討する事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				


### (7) スクールガードリーダー事業

学校や通学路における事故・事件が大きな問題となっている現在、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら学校の安全管理に関する取組みを行う事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				


### (8) 南アルプス市学校応援団育成事業

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、学校教育活動の充実、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等地域人材の活用及び地域の教育力の活性化を図る事業です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				


### (9) 児童館活動事業

市内 6 ヶ所の児童館で子どもに遊びを提供し、児童の健全育成を図る事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				


### (10) 愛育班育成支援事業

地域の母子を中心に声かけしながら、健康支援を行っている愛育班組織を支援する事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				

### (11) 南アルプス市子ども若者ささえ愛基金事業

地域の自主的な福祉活動として行われる子ども食堂や学習支援、多世代の交流などの活動を支援し、家庭や地域の福祉の機能が衰退し、さまざまな課題を抱える子ども、若者が増える中、子どもの安心や成長を見守る地域の力を高め、「ささえ愛」を見える形にしていく事業です。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				



---

## 第6章 計画の推進体制

---

子ども・子育て支援の関連分野は、児童福祉だけでなく多岐にわたることから、関係機関・各種団体・地域等との連携を密にして取り組むことが必要です。

加えて、国・県や他市町村とも連携して、本計画の推進に努めることとします。

### (1) 計画の評価・点検

本計画の各事業は、市の行政評価システムにより進捗管理します。年度毎の施策評価・事務事業評価の実施にあたっては、事業の見直しを行い改善策を図るため PDCA サイクルの考え方を用います。

なお市では、課題の検討や計画の見直しなど、その時々为社会情勢などに応じて柔軟に対応することとします。

また、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置した子育て会議により、計画全体の進捗状況や成果を定期的に協議することとします。

### (2) 子ども・子育て支援に係わる人材の確保・育成

更なる充実が求められている子ども・子育て支援の分野では、様々な事業を推進するにあたり、それぞれの分野で専門職の確保は本市においても重要な課題ととらえています。

また、その専門性や資質の向上も、複雑・多様化する課題の解決には欠かせないものであり、人材の確保同様に重要な課題ととらえています。

複雑・多様化する課題の解決には、専門職だけではなく、地域で支えていくことが重要であり、本市の子ども・子育て支援も様々な地域の力により支えられており、更なる担い手の育成・確保にも取り組む必要があると考えます。

計画の推進にあたっては、地域と市とが包括的に支援を推進できるよう、人材の確保・育成に取り組み、さらなる支援の充実を進めていきます。

## 用語の定義

用語	定義
子ども・子育て関連3法	<p>①子ども・子育て支援法</p> <p>②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律</p> <p>③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律</p>
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。
幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。</p> <p>設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる。</p> <p>ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。</p>
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係わる施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。
事業所内保育	主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号認定子ども 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども</li> <li>・ 2号認定子ども 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> <li>・ 3号認定子ども 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> </ul>
「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

# 南アルプス市子ども・子育て会議条例

平成25年10月8日

条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南アルプス市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、並びに意見を述べることができる。

- (1) 南アルプス市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉及び母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する関係団体から推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子ども保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）
- (5) 公募により選出された市民
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(会議の運営)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 第2期南アルプス市 子ども・子育て支援事業計画

- 発行月 令和2年3月
- 発行 南アルプス市  
〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原 376  
TEL 055-282-1111(代) FAX 055-282-1112  
<http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/>

- 編集 子育て支援課  
本計画に関するより詳細な情報（本編）は、上記のホームページで  
ご覧いただけるほか、市役所本所及び市立図書館で閲覧できます。